

高等専門学校機関別認証評価

# 自己評価書

平成26年6月

石川工業高等専門学校



## 目 次

I	高等専門学校の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	基準ごとの自己評価	
	基準1 高等専門学校の目的	5
	基準2 教育組織（実施体制）	9
	基準3 教員及び教育支援者等	15
	基準4 学生の受入	23
	基準5 教育内容及び方法	29
	基準6 教育の成果	41
	基準7 学生支援等	47
	基準8 施設・設備	57
	基準9 教育の質の向上及び改善のためのシステム	61
	基準10 財務	67
	基準11 管理運営	73



## I 高等専門学校の現況及び特徴

### 1 現況

- (1) 高等専門学校名 石川工業高等専門学校
- (2) 所在地 石川県河北郡津幡町北中条タ1
- (3) 学科等の構成  
 学科： 機械工学科，電気工学科，電子情報工学科，  
 環境都市工学科，建築学科  
 専攻科： 電子機械工学専攻，環境建設工学専攻
- (4) 学生数及び教員数 (平成 26 年 5 月 1 日現在)  
 学生数： 学科 1036 人  
 専攻科 66 人  
 専任教員数： 76 人

### 2 特徴

石川工業高等専門学校(以下本校という)は、高専制度創設第 4 期校として昭和 40 年 4 月に設置された。開校時は機械工学科，電気工学科，土木工学科の 3 学科であったが昭和 45 年度に建築学科が設置されて 4 学科体制となり，さらに昭和 62 年度に電子情報工学科が設置されて現在の 5 学科体制となった。建築学科は，北陸地区の高専では唯一本校だけに設置された学科である。

平成 6 年度に土木工学科が環境都市工学科へ改組され，また，高専の特色を生かした高度な実践的工学教育を実施するため平成 12 年度に 2 年間の専攻科を設置した。

平成 17 年度には，日本技術者教育認定機構 (JABEE) から，工学(融合複合・新領域)関連分野において，本校の創造工学プログラムが認定された。

本校は教育の基本理念として「人間性に富み，創造性豊かな実践力のある研究開発型技術者育成のための高等教育機関」を掲げ，準学士課程においては，理論的な基礎の上に立っての実験・実習，実技を重視した実践的技術者教育，少人数クラス編成によるきめ細かな指導を行い，創造性・人間性ととも国際性を育む教育を行っている。また，専攻科課程では，近年の科学技術の高度化，情報化，国際化に対応できるより高度な専門知識と技術を身につけた研究開発型技術者を養成するための教育を行っている。特に，平成 18 年度からは，3 ヶ月の長期インターンシップを専攻科 1 年生で開始し，事前・事後教育，創造工学演習などの教育により，専門分野に関するより高度な技術と専門分野以外の幅広い知識を修得し，創造的な技術開発や先端技術にも対応でき，複眼的視野が持てる技術者を育成している。

さらに，総合技術開発能力のある学生の育成と，地域産業界等との共同研究・技術交流により本校の教育研究活動の一層の推進を図ることを目的として，平成 12 年度に，地域共同教育研究施設であるトライアル研究センター (地域共同テクノセンター) を創設した。

平成 18 年 1 月には地元の津幡町と，平成 20 年 5 月には内灘町と連携協定を締結し，産業の発展ならびに地域振興，生涯学習の推進，初等・中等教育及び高等教育の推進，学術・文化活動の充実に関する貢献などの活動を展開している。更には，平成 21 年 3 月に金沢市と連携協定を締結し，教育や人材の育成・交流，ものづくり施策，環境保全，歴史伝統文化の保全・継承，コミュニティ活動に関することなどの活動を展開している。また，平成 19 年 1 月には中国の杭州職業技術学院，平成 21 年 7 月には同じく大連職業技術学院，平成 24 年 6 月には同じく大連工業大学と学術交流に関する連携協定を締結し，教職員や学生の交流を行い，国際性を育む教育の場を広げている。

学内では e-learning 学習環境の充実をはかり，また平成 20 年 4 月には，校長の下に技術職員を組織化して技術教育支援センターを設置し，機械制御班，電気電子情報班，建設環境物質班の 3 班体制で技術教育支援を行っている。

遠距離の学生のために学寮が設置されており，男子寮 3 棟及び平成 22 年 11 月に竣工した女子寮は，教育寮として寮生の人間形成の場となっている。

平成 23 年 1 月には，キャラバンカー「サイエンシャ」を導入し，実験機材や展示物品を搭載し，津幡町，内灘町，金沢市をはじめ県内の小中学校等での出前講座などに活用している。

平成 25 年度の科学研究費の採択件数は，継続を含めて 32 件であり，技術職員の奨励研究でも平成 17 年度以降，毎年 1~2 名が採択されるなど教育・研究の両分野において優れた成果を残している。平成 25 年度には 24 年度補正予算で研究設備 (30 システム) が新規に導入され，教員・学生の研究・教育環境の整備が行われた。これらの設備は，本校の教育研究はもちろんのこと，社会貢献や地域の企業等からの共同研究・受託研究などにも積極的に活用することとしている。

## II 目的

本校の基本理念、教育理念、そして教育目標は、平成 16 年 4 月からの独立行政法人化を前に、中期目標・中期計画策定委員会において確認と見直しを含めた検討が行われた。すなわち、教育研究の高度化、個性化、活性化を目的に導入される競争的環境の中で、高等教育機関として、学生に対しまして社会に対して何をどのようになさねばならないかについて原点に立ち返り議論を重ね、本校の基本理念、教育理念、本科および専攻科の教育目標が定められた（自己点検評価書第 4 報）。その後、日本技術者教育認定機構（JABEE）、大学評価・学位授与機構が定める評価の動向に沿いながら、平成 18 年度に設定された新たな学習目標に合わせて、教育目標は、養成すべき人材像として位置づけることになった。その後、平成 18 年 12 月の教育基本法の改正、平成 19 年度の学校教育法の改正を受けて、「本校はその目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする」ことを学則に明記した。さらに、平成 20 年度の高等専門学校設置基準の改正を受けて、本校の基本理念、養成すべき人材像等、教育上の目的を「教育理念、教育・運営方針並びに学科及び専攻科の専攻における教育上の目的を定める規程」として制定した。

### 1 石川高専の使命

本校はその使命として「石川工業高等専門学校は、人間性に富み、創造性豊かな実践力のある研究開発型技術者育成のための高等教育機関」を基本理念として掲げている。

### 2 石川高専の教育理念および養成すべき人材像

石川高専の教育理念と養成すべき人材像は次の通りである。教育理念は、技術者・工学者としてあるべき姿を示すものとして作成され、本校の教育活動はこれを達成すべく展開されるものである。また、養成すべき人材像は、教育理念をさらに具体的に明示したものであり、これらのうち(1)、(2)は教育理念 1 に、(3)、(4)は教育理念 2 に、(5)～(8)は教育理念 3 に、(9)、(10)は教育理念 4 に対応して定められたものである。

#### ○ 石川工業高等専門学校の教育理念

1. 豊かな教養と誠実な人間性を育む教育
2. 創造的な能力と意欲を育む教育
3. 高度な科学技術に対応できる実践力を育む教育
4. 地域社会への関心と国際的な視野を育む教育

#### ○ 養成すべき人材像

- (1) 幅広い視野を持ち、国際社会や地球環境を理解できる技術者
- (2) 社会的責任感と技術者としての倫理観を備えた技術者
- (3) 問題や課題に取り組み完遂するための気概と指導力、協調性を備えた技術者
- (4) 好奇心や目的意識・職業意識が旺盛で、十分な意欲を持つ技術者
- (5) 確実な基礎学力と体験や実技を通して備えた実践力を持つ技術者
- (6) 自ら問題を解決する能力（事象の理解、問題の発見、課題の設定・解決）を持つ技術者
- (7) 学習や研究の成果を論理的に記述し、発表し、討議する能力を持つ技術者
- (8) 学んだ知識を柔軟に活用できる応用力を持つ技術者
- (9) 地域との交流を通して積極的な社会参加の意識を持つ技術者
- (10) 相互理解の上に立ったコミュニケーション能力を持つ技術者

## 3 石川高専の学習目標（卒業（修了）時に身に付ける学力、資質・能力）

石川高専の学習目標は教育理念に基づいて、これを分かりやすく示し、達成可能であり、かつ達成状況を具体的に検証できるものとして、平成 18 年 1 月に将来構想計画委員会において提案された。これらは従来の教育目標を踏まえ、本校の教育理念に沿って定められたものである。平成 19 年度のアドミッション・ポリシーの策定、入学予定者への周知などは、この新たな学習目標に基づいて行われた。

## ○ 準学士課程の学習目標

1. 技術者として必要な基礎学力と専門的知識を身につける。
2. 意欲的・実践的に、ものづくりや課題の解決に最後まで取り組むことができる。
3. 幅広い視点から自らの立場を理解し、社会や環境に配慮できる。
4. 自分の考えを正しく表現し、公正に意見を交換することができる。

## ○ 準学士課程の各学科の学習目標

機械工学科： 材料，エネルギー，計測制御，生産加工などの知識と技術を習得し，広い分野における「ものづくり」に応用することができる。

電気工学科： エネルギー，エレクトロニクス，制御，通信，コンピュータなどの知識と技術を習得し，「ものづくり」や課題の解決に応用できる。

電子情報工学科： 情報・電子・通信などの基礎知識と技術を習得し，システム設計・開発を行うことができる。

環境都市工学科： 暮らしを支える施設の整備，防災，環境保全に関する知識を習得し，より良い都市づくりを目的とした課題に対処することができる。

建築学科： 建築を取りまく文化や技術の基礎知識を習得し，住生活から地域・都市環境にわたる建築への様々な課題の解決に応用できる。

## ○ 専攻科課程の学習目標

- A. 科学技術や情報を利用してデザインし創造することに喜びを知り，たゆまず努力することができる。
- B. 問題を発見・提起し，修得した技術に関する知識や理論によって解析し，解決までできる。
- C. 国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち，社会や自然環境に配慮できる。
- D. 実践的な体験をとおして，地域の産業や社会が抱える課題に積極的に対処できる。
- E. チームプロジェクト等を遂行するに必要な計画性をそなえ，論理的な記述・発表ができる。

## ○ 専攻科課程の各専攻の学習目標

電子機械工学専攻： 機械，電気，電子，情報などの専門分野に関する高度な技術と専門以外の幅広い知識を修得し，修得した技術を活用することができる。

環境建設工学専攻： 快適な生活空間を設計する居住計画，都市計画などの専門分野に関する生活・住環境に優しい技術と専門以外の幅広い知識を修得し，修得した技術を活用することができる。



### Ⅲ 基準ごとの自己評価

#### 基準 1 高等専門学校の目的

##### (1) 観点ごとの分析

観点 1-1-①： 高等専門学校の目的が、それぞれの学校の個性や特色に応じて明確に定められ、その内容が、学校教育法第115条に規定された、高等専門学校一般に求められる目的に適合するものであるか。また、学科及び専攻科ごとの目的も明確に定められているか。

(観点到に係る状況)

本校では創設時に学校の目的を定め、学則に掲げている(資料 1-1-①-1)。この目的は現在に至るまで貫いている。また、平成 18 年には教育理念・教育目標を見直し、教育目標を養成すべき人材像に改めるとともに、新たに学習目標を策定した(資料 1-1-①-2)。教育理念を踏まえて、各学生が卒業までに身につけるべき資質として、準学士課程の学習目標、専攻科課程の学習目標が定められている。国際的な視野や地域社会への関心、社会や環境への配慮に対応することなど、教育目標のより一層の個性化、明確化を図っている。これらは「教育理念、教育・運営方針並びに学科及び専攻科の専攻における教育上の目的を定める規程」として制定され、学則に明記されている(資料 1-1-①-1, 3)。

本校の目的(資料1-1-①-1)、教育理念等(資料1-1-①-3)は、高等専門学校創設の趣旨である「実践的技術者を養成する高等教育機関」としての責務及び学校教育法上の高等専門学校の目的を踏まえて策定された。学校教育法第 115 条には、「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。」とあり、学科(専攻)ごとの学習目標もこれに準じて策定している。学校教育法第 115 条の目的と本校の目的の対応関係は次のとおりである。

#### 【教育理念】

	深く専門の学芸を教授	職業に必要な能力を育成
1	豊かな教養	誠実な人間性
2	創造的な能力と意欲	
3	高度な科学技術への対応	実践力
4	国際的な視野	地域社会への関心

#### 【準学士課程の学習目標】

	深く専門の学芸を教授	職業に必要な能力を育成
1	基礎学力と専門的知識	
2	意欲的・実践的な課題解決への取組	課題解決に最後まで取り組む姿勢
3	幅広い視点からの自らの立場の理解	社会や環境に配慮
4	自分の考えの正しい表現	公正な意見の交換

#### 【専攻科課程】

	深く専門の学芸を教授	職業に必要な能力を育成

A	科学技術や情報を利用	デザインし創造する喜びとたゆまない努力
B	技術に関する知識や理論による解析	問題の発見・提起・解決
C	国際社会を多面的に考える教養と語学力	社会や自然環境への配慮
D	実践的な体験	地域の産業や社会が抱える課題への対処
E	チームプロジェクトに必要な計画性	論理的な記述と発表

#### (分析結果とその根拠理由)

本校では、準学士課程と専攻科課程の学習目標を明確に定め、個性化にも配慮している。また、これら教育上の目的は「教育上の目的を定める規程」および学則に明確に定められている。

学則には石川工業高等専門学校が定める目的が学校教育法第115条に沿ったものとして定められ、基本理念および準学士課程と専攻科課程の学習目標のそれぞれが、学校教育法第115条に定められている「深く専門の学芸を教授」し「職業に必要な能力を育成」に適合していることが示されている。以上のことから、本校は、高等専門学校としての目的、学科、専攻科ごとの目的を個性や特色に応じて明確に定め、その目的は学校教育法の定める目的に適合している。

#### 観点 1-2-①： 目的が、学校の構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

(観点到に係る状況)

##### 1) 学内全体に向けた周知方法

本校の基本理念、教育理念、教育目標（養成すべき人材像）、本科および専攻科の学習目標は、本校のウェブサイト（資料 1-2-①-1）に掲載しているほか、本校の学校要覧（資料 1-2-①-2）、教員手帖（資料 1-2-①-3）、教員マニュアル（資料 1-2-①-4）に掲載し、目的の周知を図っている。

教職員採用時の初任者研修では教員マニュアルにより、目的の周知を図っている。

また、技術職員、事務職員を含む全教職員に携帯用の教育理念・目標カードを配布し、目的の周知を図っている（資料 1-2-①-5）。

本校の基本理念、教育理念、教育目標（養成すべき人材像）、本科および専攻科の学習目標は、本校の学生便覧（資料 1-2-①-6）に掲載し、本科および専攻科の学習目標は、シラバス（資料 1-2-①-7）に掲載し、全教員および全学生に配布し、目的の周知を図っている。

さらに、準学士課程の4つの学習目標および専攻科課程の5つの学習目標は簡潔かつわかりやすく要約し、各クラスや校内各所に掲示され、周知が図られている（資料 1-2-①-8）。

またシラバスにはどの学習目標を身につけさせるかを記載し、最初の授業でこれを担当教員から学生に説明している（資料 1-2-①-9, 10）。そのため各教員は、担当科目の学習目標の設定に際して学校の学習目標を理解する必要があり、教員の学習目標の周知度は高いと思われる。

##### 2) 教職員への周知状況の把握

学校側がその周知度を把握するために学習目標周知状況調査アンケートを行っている（資料 1-2-①-11, 12）。教職員へはほぼ周知されている。

##### 3) 学生への周知状況の把握

学生には毎年学習目標周知度および到達度調査を実施し、到達状況を振り返る自己評価を行わせ、教員はその点検・評価ならびに学生へのアドバイスを実施しており、学校の構成員が絶えず教育の目

的を振り返る機会を設けている（資料 1-2-①-13, 14）。この結果、学生への周知は十分なされており、特に専攻科の学生への周知が顕著である。

（分析結果とその根拠理由）

以上のように、本校の教育理念とともに、学生にとって特に重要な学習目標は、さまざまな方法と機会を通じて周知を徹底している。周知の状況を把握するために教員、事務職員および技術職員、学生を対象とするアンケートを実施している。アンケート結果から教員および学生への周知は十分になされている。

**観点 1-2-②： 目的が、社会に広く公表されているか。**

（観点に係る状況）

本校の教育の目的等は、ウェブサイト（既出資料 1-2-①-1）に記載することによって、社会に公表している。また、学校要覧（既出資料 1-2-①-2）にも本校の基本理念、教育理念、教育目標（養成すべき人材像）、本科および専攻科の学習目標を記載し、配布することによって広く社会に対して公表されている（資料 1-2-②-1）。また、学生募集要項にも掲載され、将来の学生を含めた社会一般に公表されている（資料 1-2-②-2）。その他にも、学習目標の達成に関する調査によって進路先の企業や大学等へ公表されている（資料 1-2-②-3）。

（分析結果とその根拠理由）

本校の教育の目的は、学校要覧、学生募集要項、ウェブサイトを通して、広く社会一般に公表されている。また学生の就職先企業を対象にして行われた学習目標の達成状況調査によっても学習目標の周知を図っている。

**（2）優れた点及び改善を要する点**

（優れた点）

- ・ 学校の目的、使命（基本理念）、基本方針（教育理念）、養成すべき人材像に加えて、準学士課程、専攻科課程の学習目標が、高専一般に求められるものとして定められている。
- ・ 準学士課程の4つの学習目標および専攻科課程の5つの学習目標は簡潔に要約でき、理解しやすく、また周知されるように工夫されている。
- ・ 学校の学習目標に沿って各科目の学習目標が定められている。これは各科目が学校の学習目標を達成するために構成されていることを示すとともに、教員および学生に対して学習目標を周知させる役割を果たしている。

（改善を要する点）

- ・ 特になし

**（3）基準 1 の自己評価の概要**

本校の使命としての基本方針、教育研究活動を実施する上での基本方針としての教育理念および養成すべき人材像、達成しようとしている基本的な成果として準学士課程と専攻科課程の学習目標が明確に定められている。

本校の学則には、石川工業高等専門学校が定める目的が学校教育法第115条に沿ったものとして定められ、基本理念および準学士課程と専攻科課程の学習目標のそれぞれが学校教育法第115条に定められている「深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成」に適合していることが示されている。

本校の教育理念とともに、学生にとって特に重要な学習目標は、さまざまな方法と機会を通じて周知を徹底している。周知の状況を把握するために教員、事務職員および技術職員、学生を対象とするアンケートを実施している。アンケート結果から教員への周知は十分になされていると判断されるが、学生に対しては一部周知が徹底していないと思われる面があり、今後、さらに周知度を向上させる取り組みが必要と考えている。

本校の教育の目的は、学校要覧、学生募集要項、ウェブサイト等を通して、広く社会一般に公表されている。

## 基準2 教育組織（実施体制）

### （1）観点ごとの分析

**観点2-1-①：** 学科の構成が、教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点到係る状況）

1) 学科構成，学級数，入学定員および学習目標

本校は機械工学科，電気工学科，電子情報工学科，環境都市工学科，建築学科の5学科で構成されており，学科および入学定員は学則によって定められている（資料 2-1-①-1）。また各学科の概要は学校要覧に記載されている（資料 2-1-①-2）。さらに，各学科にはそれぞれの学習目標が定められている（資料 2-1-①-3）。

2) 本校の学習目標と各学科の学習目標が適合していること

本校には本科（準学士課程）の学習目標と各学科には学科の学習目標が定められており，これらは学校教育法にある「深く専門の学芸を教授し」「職業に必要な能力の育成」について，各学科の特性に応じて具体的に示したものである。本校の学習目標と各学科の学習目標との対応が図られている（資料 2-1-①-4）。

（分析結果とその根拠理由）

学科構成は工学の幅広い分野を網羅する機械工学，電気工学，電子情報工学，環境都市工学，建築学の5学科により体系的に構成され，教育の目的を達成するよう十分配慮したものとなっている。またその内容と目的は高等専門学校設置基準の規定に適合し，本校の準学士課程の学習目標と整合性が取れ，適切なものとなっている。

**観点2-1-②：** 専攻科を設置している場合には，専攻科の構成が，教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

（観点到係る状況）

1) 専攻科の種類とその概要

本校専攻科の設置，およびその目的，入学定員は学則第7条に示されている（資料 2-1-②-1）。また，専攻科の概要は学校要覧に記載されている（資料 2-1-②-2）。専攻科は電子機械工学専攻と環境建設工学専攻の2つの専攻からなり，それぞれの専攻に学習目標が定められている（資料 2-1-②-3）。

2) 本校の学習目標と各専攻の学習目標が適合していること

本校には専攻科課程の学習目標と各専攻には専攻の学習目標が定められており，本校の学習目標との対応が図られている（資料 2-1-②-4）。

各専攻科とも，その学習目標を達成するために，授業，実験・実習，特別研究などすべての教育活動を展開している。また，すべての科目はシラバスにより具体的な教育方針・内容等を公開し，個々の授業では専攻科全体の学習目標のうちいずれかを実現するための教育が行われている。

(分析結果とその根拠理由)

専攻科を構成する2専攻は、準学士課程の5学科の専門分野を基盤とし、その上に各学科の専門分野を複合・融合する形で体系的に構成されており、専攻科は準学士課程の卒業生を対象にした教育研究を行っている。また、本校における専攻科の学習目標とも整合性がとれている。

**観点 2-1-③： 全学的なセンター等を設置している場合には、それらが教育の目的を達成する上で適切なものとなっているか。**

(観点に係る状況)

本校に設置されている全学的なセンターとしては、情報処理センターおよびトライアル研究センター（地域共同テクノセンター）がある。

#### 1) 情報処理センター

情報処理センターは、本校における情報処理教育および電子計算機システムの利用を円滑にするとともに、教育、研究および事務等に関する情報処理の高度化を図ることを目的として設置されている。

学術研究や講義、実験実習、卒業研究、公開講座等に学生・教職員を問わず幅広く利用され、本校の中核施設として大きな役割を担っている。情報処理センターの規則およびその利用状況を資料に示す（資料 2-1-③-1, 2, 3）。情報処理センターは、高度な科学技術に対応する技術者に必要不可欠な情報処理教育の場として、その機能を十分に果たしている。教育理念にある「高度な科学技術に対応できる実践力」を達成するには情報処理センターの存在は不可欠なものとなっている。さらに、近年に至っては、e-learning システムも導入され、教育に果たす役割は大きくなっている（資料 2-1-③-4）。

#### 2) トライアル研究センター

トライアル研究センターは、総合技術開発能力のある学生の育成に寄与し、産学連携および地域連携の中核として、高度な科学技術の教育・研究の推進を目的に、全学的な施設として運営されている（資料 2-1-③-5）。

その利用状況は多岐にわたっており（資料 2-1-③-6）、教員の研究以外に本科、専攻科の授業、公開講座等、本校の教育目的を達成する為に使用されている。

(分析結果とその根拠理由)

本校における全学的なセンターとして、情報処理センターおよびトライアル研究センターが設置され、情報処理教育および総合技術開発能力のある学生の育成の場として活用されており、高度な科学技術の教育・研究推進の中核施設として本校の教育の目的を達成するために不可欠なものとなっている。

**観点 2-2-①： 教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備され、教育活動等に係る重要事項を審議する等の必要な活動が行われているか。**

(観点に係る状況)

## 1) 教育課程を企画調整し有効に展開するための体制の整備

学校全体の企画運営を立案する組織として校長が総括する総合企画会議（資料 2-2-①-1）があり、ここにおいて教育課程の見直しを提起し、運営会議がこれを決定する（資料 2-2-①-2）。それを受けて、準学士および専攻科の教育課程は教務委員会が具体的な案を作成し運営会議におくり最終決定がなされる（資料 2-2-①-3）。教育課程の企画調整に関する教育点検改善システムを示す（資料 2-2-①-4）。

## 2) 教育課程を企画調整し有効に展開するための体制の活動状況

準学士課程の教育課程の改定は、総合企画会議における改定決定を受け、担当主事である教務主事が教務委員会で検討する。教務委員会では教育課程の立案がなされ、提案された教育課程の方針および具体的な提案は、各学科において審議される。この審議結果を受けて教務委員会は調整を行い総合企画会議に提案し、了承を経た後運営会議の議を経て決定・実行されることになる。

一般的な方針などの基本的な審議・決定は、将来構想計画委員会からの提案、総合企画会議における方針案等の策定、運営会議における決定、教員会議（または学科会議）における通達という手順で行われる。一連の手順を「基礎となる数学の理解度高めるための教育方法」を例にして示す（資料 2-2-①-5～7）。

## （分析結果とその根拠理由）

教育課程全体を有効に展開するための企画調整・検討・運営体制として将来構想計画委員会、総合企画会議、教務委員会などが整備され、教育・学習の計画、実施・運用、点検、改善・見直しの活動がなされている。また、校長を頂点とした組織の責任体制も明確である。委員会は、毎月定例で会議を開催し、教育課程などの重要事項の審議をはじめとする活動が適切に行われ、その結果は教員に周知されている。

**観点 2-2-②： 一般科目及び専門科目を担当する教員間の連携が、機能的に行われているか。**

## （観点に係る状況）

## 1) 教員間の連携を行う組織

本校における一般科目および専門科目を担当する教員間の連携に関する活動は、教員間ネットワーク委員会を中心に行われている（資料 2-2-②-1）。

## 2) 一般科目担当教員と専門科目担当教員の連携

平成25年度にはこの委員会の上位委員会である教務委員会との合同主催のもとで、数学科教員と専門学科教員との連絡会が行われ科目間の連携や調整等について議論され「基礎となる数学の理解度高めるための教育方法」が実施された（資料 2-2-②-2）。

具体的には、各専門学科の教員が1, 2年生の数学担当教員と相談の上、授業でできなかった問題等の演習を行う。その際、問題の作成や指定は数学科で行い、説明方法、開講方法（特別講義等を利用）について数学科教員及び専門学科教員で相談の上、分担して行う。なお、専門学科の担当教員については、特別講義の時間に授業がある場合は難しいため、後期時間割を考慮の上、各学科にて決定する。

これらの結果、学生の学習意欲は教員が考えている以上に高まり、数学に対する理解度は格段に向上していると言える。

### 3) 専門科目担当教員間の連携

この委員会の主催のもとで、専門科目担当教員間で科目間の連携や調整等について議論されている。具体例としては、専攻科の専門科目担当者は、先修条件として挙げた科目（本科4年生以上）に対して、専門科目担当者自身が内容確認を行っている。また、内容確認のエビデンス資料として残す確認表は学科別とし、確認作業の働きかけを各学科ネットワーク委員に委ねる。それぞれの連絡会における改善内容を資料として示す（資料 2-2-②-3）。また、シラバスの中の「その他履修上の注意事項や学習上の助言」の最後に「先修条件、先修科目」を記載した例を示す（資料 2-2-②-4）。

#### （分析結果とその根拠理由）

教員間ネットワーク委員会を中心に、一般科目担当教員と専門学科教員の間で科目ごとの連携、専門科目担当教員間の連携が構築された。それぞれの活動が学生の数学力を向上させ、かつシラバスに「先修条件・先修科目」を記載することによって学生の教育改善につながっている。

### 観点2-2-③： 教員の教育活動を円滑に実施するための支援体制が機能しているか。

#### （観点到に係る状況）

#### 1) 学級担任の役割

学生に対する教育は多岐にわたるが、このうち学級運営等は教員組織規程に定められている学年主任・学級担任があたっている（資料 2-2-③-1）。

学生に対する教育活動に関する諸手続き、諸指示は学級担任を通じてなされることが多く、学級担任の活動なくしては円滑な教育活動は実施されない。また、学生自身、学生生活において進路（進学・就職）、勉強、課外活動、友人関係その他多くの問題を抱えており、これらの問題に対して第一線で対応するのが学級担任である。学級担任の役割は教員マニュアル第4.2項に明記されており、学生を指導している（資料 2-2-③-2）。

#### 2) 学級担任への支援

学生課のうち、特に教務係、学生係、寮務係は、上記の担任業務に関連して、教員と連携し、学級担任のさまざまな教育活動を支援している（資料 2-2-③-3, 4）。また、FD研修会においても学級担任への支援に関する研修を行っている（資料 2-2-③-5）。

#### 3) 教員が行う教育活動への支援

教員の教育研究活動を支援し、かつより一層の活性化を図るため、教員の申請に基づき様々な目的で財政支援を行っている（資料 2-2-③-6, 7, 8）。

#### （分析結果とその根拠理由）

学級担任制度が整備され、教員マニュアルにしたがって適正な活動を行っており、その活動状況は活動報告書によって示されている。

学生課は学生係、教務係を中心として学級担任の補助にあたり、学級担任の役割を定めた教員マニュアルも学級担任の教育活動に対する支援ということができる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 情報処理センターおよびトライアル研究センターが整備され、情報処理教育は元より、学生の総合技術開発能力の育成など学内共同研究教育施設としてのみならず、地域連携および産学官交流に大いに寄与している。
- ・ 総合企画会議を頂点として教務委員会やその他各種委員会が組織され、教育課程全体を企画調整し、有効に展開するための検討・運営体制は適切に整備され、その責任体制は明確である。

(改善を要する点)

- ・ 特になし。

## (3) 基準2の自己評価の概要

学科構成は工学の幅広い分野を網羅する機械工学、電気工学、電子情報工学、環境都市工学、建築学の5学科により体系的に構成され、教育の目的を達成するよう十分配慮したものとなっており、学校教育法に適合し、またその内容と目的が本校の準学士課程の学習目標と整合性が取れ、適切なものとなっている。専攻科を構成する2専攻は、準学士課程の5学科の専門分野を基盤とし、その上に各学科の専門分野を複合・融合する形で体系的に構成されており、専攻科は準学士課程の卒業生を対象にして「精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的」とした教育研究を行っており、学校教育法に適合している。また、本校における専攻科の学習目標とも整合性がとれている。

本校における全学的なセンターとして、情報処理センターおよびトライアル研究センターが設置され、情報処理教育および総合技術開発能力のある学生の育成の場として活用されており、高度な科学技術の教育・研究推進の中核施設として必要不可欠なものとなっている。特に情報処理センターでは近年e-learningシステムを導入するなど、同センターは本校の教育の目的を達成するために不可欠なものとなっている。

教育課程全体を有効に展開するための企画調整・検討・運営体制として将来構想計画委員会、総合企画会議、教務委員会などが整備され、教育・学習の計画、実施・運用、点検、改善・見直しの活動がなされている。また、校長を頂点とした組織の責任体制も明確である。委員会は、毎月定例で会議を開催し、教育課程などの重要事項の審議をはじめとする活動が適切に行われ、その結果は教員に周知されている。

教員間ネットワーク委員会を中心に、一般科目担当教員と専門学科教員の間で科目ごとの連携、専門科目担当教員間の連携が構築され、それぞれの活動がシラバスの改定など教育改善につながっている。

学級担任制度が整備され、教員マニュアルにしたがって適正な活動を行っており、その活動状況は活動報告書によって示されている。

学生課は学生係・教務係を中心として学級担任の補助にあたり、学級担任の役割を定めた教員マニュアルも学級担任の教育活動に対する支援ということができる。



### 基準3 教員及び教育支援者等

#### (1) 観点ごとの分析

**観点3-1-①： 教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員が適切に配置されているか。**

(観点到に係る状況)

本校で教育する一般科目では、観点1-1-①で述べている具体的な教育目標等を達成するため、別添資料(資料3-1-①-1)に示す一般教育科の教員を配置しており、その数は専任教員24人、非常勤講師27人の合計51人である。また、担当科目ごとの人員配置は、国語3人、社会2人、数学7人、理科3人、保健体育3人、英語6人であり、これに27人の非常勤講師を加えた51人となっている。

教員は、非常勤講師を含めそれぞれの専門分野に適合した、授業科目を担当している(資料3-1-①-2)。また、博士54%(13人/24人)、修士42%(10人/24人)と修士以上の学歴を持つ専任教員の割合が96%(23人/24人)と極めて高い。

一般教育科の教員は、学校が定めた学習目標を達成するために配置された授業科目を担当している(資料3-1-①-3)。また、実践的技術者の育成をめざして、専門科目の基礎知識を習得させる教育の充実を図るため、数学、英語、物理、化学に重点を置いて教員を配置している。さらに、本校の教育目標に挙げた、「幅広い視野を持ち、国際社会や地球環境を理解できる技術者」を育成するため、英語科に教員6人を配置し、2人の海外大学出身者教員等を含め、国際社会に通用する英会話能力の修得を図るなど、教育目標を効果的に達成し得る教員配置を行っている。

なお、高等専門学校設置基準の第6条第2項における、「教員(助手を除く)のうち、一般科目を担当する専任者の数は、5の学級に編成する場合は、22人を下ってはならない」とあるところ、一般科目担当の専任教員24人おり、設置基準を十分に満たしている。

(分析結果とその根拠理由)

一般科目担当教員の構成は、高等専門学校設置基準を満たしつつ、教育課程の授業科目構成に対してバランスのとれた専門分野の配置となっている。専任教員にあっては専門分野や担当時間数の均衡化にも配慮している。また、数学・英語・物理・化学に重点的に専任教員を配置し、本校の教育目標に沿った適切な教員配置を行っている。

以上のことから、教育の目的を達成するために必要な一般科目担当教員を適切に配置している。

**観点3-1-②： 教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員が適切に配置されているか。**

(観点到に係る状況)

本校専門学科では、観点1-1-①で述べている具体的な教育目標等を達成するため、専門科目担当の教員を配置(資料3-1-②-1)しており、その数は専任教員50人、非常勤講師21人の合計71人である。教員は、それぞれの専門分野に適合した、授業科目を担当している(資料3-1-②-2~6)。準学士課程の卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力である「1 技術者として必要な基礎学力と専門的知識を身につける。」に対して、深い専門知識を教授するにふさわしい教員として、修士または博士の学位を取得した教員を中心に配置している。

また、応用実践力の育成のため、企業・大学等経験のある教員を各学科に複数人配置している(資

料 3-1-②-7,8)。

なお、高等専門学校設置基準の第6条第3項には、「教員（助手を除く）のうち、工学に関する学科において専門科目を担当する専任者の数は、当該学校に5の学科を置くときは、36人を下つてはならない」とあるところ、本校においては、専門科目担当の専任教員全員が50人おり、設置基準を満たしている。また、高等専門学校設置基準の第8条には、「専門科目を担当する専任の教授及び准教授の数は、一般科目を担当する専任教員数と専門科目を担当する専任教員数との合計数の2分の1を下つてはならない」とあり、5学科から構成される場合、この数は37人となるところ、本校では専門科目を担当する専任の教授、及び准教授は40人であり、設置基準を十分満たしている。

（分析結果とその根拠理由）

専門科目担当教員の構成は、高等専門学校設置基準を満たしつつ、各教員の専門分野を考慮し、バランスよく配置している。また、本校の学生が卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力を達成するために学位取得者、企業・大学等経験者を各学科に複数人配置している。

以上のことから、教育の目的を達成するために必要な各学科の専門科目担当教員を適切に配置している。

### 観点3-1-③： 専攻科を設置している場合には、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教員が適切に配置されているか。

（観点に係る状況）

本校の専攻科は、機械工学科、電気工学科、電子情報工学科を基盤学科とする電子機械工学専攻および環境都市工学科、建築学科を基盤学科とする環境建設工学専攻の2専攻からなり、平成12年4月に設置された。

専攻科には専攻科課程の学習目標が設定され、それらを達成するため一般科目、専門共通科目、専門展開科目を置き、その担当教員を配置している（資料3-1-③-1～5）。専攻科の修了時に身に付けるべき学力や資質・能力である「C 国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる技術者を育成する」を達成するために、海外大学出身者を専任教員の教授として1人配置している。

さらに、特別研究を指導するため、博士の学位と十分な研究実績を持つ教員を特別研究指導員として配置し、専攻科担当教員48人のうち42人（88%）が博士の学位を有している（専門科目を担当する教員に限定すれば97%）（資料3-1-③-3,4）。

なお、平成24年度に大学評価・学位授与機構による再審査を受け、「適」の認定を受けている（資料3-1-③-6）。

（分析結果とその根拠理由）

専攻科課程では、一般科目、専門共通科目、専門展開科目ともに、それぞれ学生の修了時に身に付けるべき学力や資質・能力を達成するために、博士の学位取得者や企業経験のある教員を中心に配置しているほか、海外大学出身者を専任教員の教授として1人配置している。また、平成24年度に大学評価・学位授与機構による再審査を受け、「適」の認定を受けている。

以上のことから、本校の専攻科では、教育の目的を達成するために必要な専攻科の授業科目担当教

員が適切に配置されている。

**観点3-1-④： 学校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられているか。**

(観点に係る状況)

1) 教員の年齢構成の状況

本校の教員は、専門学科 50 人（機械工学科 10 人，電気工学科 11 人，電子情報工学科 9 人，環境都市工学科 10 人，建築学科 10 人）および一般教育科 24 人の計 74 人で構成されている。学科の平均年齢は 45 歳から 48 歳と差異はなく，また，20 歳台が少ないものの，30 歳台から 60 歳台までの年齢構成は概ね均衡あるものとなっている（資料 3-1-④-1）。性別構成では，女性の教員は一般教育科の 6 人，機械工学科の 1 人，環境都市工学科 1 人，建築学科 1 人，合計 9 人と全体の 12%（9 人/74 人）であり，教授 2 人，准教授 4 人，講師 2 人，助教 1 人と均衡がとれており，一般科目で占める割合は 25%（6 人/24 人）となっている。

2) 教員の均衡ある年齢構成への配慮

教員の公募採用時には，年齢制限を設けていない。しかし，特例（雇用対策法施行規則第 1 条の 3 第 1 項第 3 号のイ適用により，長期勤続によるキャリア形成を図るため）として，教員募集項目に年齢基準を明記して（資料 3-1-④-2），年齢構成に配慮する場合もある。

3) 教員の教育経歴・実務経歴についての分析

本校着任以前に教育経歴および実務経歴のある教員数は，各学科で多少の差異はあるが，専門学科全体では 28 人/50 人と 50%を超えており（資料 3-1-④-3,4），教育経歴および実務経歴を本校での実践的な教育に生かしている。博士の学位取得専任教員は，全体では 59 人で 80%，各専門学科合計では 46 人で 92%である。なお，着任後学位取得のため，社会人ドクターコース制度を活用して博士号を取得した事例もある。

4) 教員の活性化に対する施策

本校では，教育・研究およびその他の活動の向上を図ることを目的として，校長裁量経費（資料 3-1-④-5）による教材開発，他高専および両技科大間の教員交流（資料 3-1-④-6），在外研究員の派遣（資料 3-1-④-7）を実施している。また，顕著な業績を挙げた教員を顕彰する，「優秀教員賞」は校長において，「特別業績賞」は校長から諮問を受けた「特別業績賞候補者選考委員会」の推薦を受けて，いずれも校長は総合企画会議に諮り，「優秀教員賞」及び「特別業績賞」を決定し顕彰する（資料 3-1-④-8,9）。

(分析結果とその根拠理由)

教員組織の活動をより活性化するため，教員の構成が特定の範囲の年齢に偏ることなく，概ね均衡あるものとなっている。また，実践的な教育を施すため，教育経歴および実務経歴のある教員採用を行うとともに，博士の学位取得者数を高める努力を行っている。さらに，校長裁量経費を使った教材開発，他高専や両技科大間の教員交流および在外研究員の派遣を実施しており，顕著な功績を挙げた

教員を「優秀教員賞」や「特別業績賞」を与え顕彰している。

以上のことから、本校の目的に応じて、教員組織の活動をより活発化するための適切な措置が講じられている。

**観点3-2-①：** 全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われているか。また、その結果把握された事項に対して教員組織の見直し等、適切な取組がなされているか。

(観点に係る状況)

#### 1) 体制

教員の教育活動を評価する組織として、校長および副校長、主事等から構成される教育業績評価委員会が設置されている(資料 3-2-①-1)。教員は、年度当初、教育業績評価のための業務申請配点表(資料 3-2-①-2~4)を提出し、年度末には活動実績報告書を教育業績評価委員会へ提出する(資料 3-2-①-5,6)。同委員会はこれを受けて教員の教育業績の評価を行うこととしている。毎年実施している教員顕彰(既出資料 3-1-④-8)の「優秀教員賞」、「特別業績賞」の選出(既出資料 3-1-④-9)の基礎資料ともなっている。また、授業力の向上について、FD委員会(資料 3-2-①-7)及び教員間ネットワーク委員会(資料 3-2-①-9)がこれを推進する体制がとられている。

#### 2) 取組み

FD委員会および教員間ネットワーク委員会は授業参観や教員同士の授業見学を実施し、教員は報告書(資料 3-2-①-10)を提出している。FD委員会は、学生による授業評価アンケート(資料 3-2-①-8)を各学期の年2回実施し、その結果を学科主任(または教科主任)及び本人に報告し改善を促す。また教員研修会(資料 3-2-①-11)を開催し、各教員のスキルアップを図る機会を定期的に設けている。これを受けて各教員は授業方法改善に関する記録(資料 3-2-①-12)を毎年提出して、教育方法改善に取り組んでいる。

(分析結果とその根拠理由)

教員の教育活動を評価する委員会として、教育業績評価委員会が設置されている。教員の業務評価の業績申請表並びに活動実績報告書を基に、教育活動の評価が定期的に行われている。さらに、定期的実施される学生による授業アンケート集計結果や教員同士の授業見学報告書などに基づき、授業方法の改善が行われている。

以上のことから、全教員の教育活動に対して、学校による定期的な評価が行われている。また、その結果把握された事項をもとに校長において教員組織の見直しがなされる等、適切な取組がなされている。

**観点3-2-②：** 教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされているか。

(観点に係る状況)

教員の採用や昇格については、教員選考規程等(資料 3-2-②-1)が定められており、教員選考諮問委員会で、教員の採用候補者の選考や、昇任の審査を行い、適切に運用されている。

## 1) 教員採用・昇格に関する規定

教員の採用は、原則として一般公募によるものとする（資料 3-2-②-2）。学科主任は当該学科の教授をメンバーとする会議によって公募教員の専門分野、経験、学位などを検討し、校長と人事案件を協議した後、教員選考諮問委員会で、選考方針、公募要領を決定し、本学ホームページ、国立高等専門学校機構ホームページ、研究者人材データベース、学会誌等で公募する。教員選考諮問委員会は一次選考（書類選考）を経て二次選考（面接）を行うが、ここでは公募分野における模擬授業を義務づけており、面接審査と併せて実施の後、採用者を決定する。そのための処理フローが整備されている（資料 3-2-②-3）。

教員の昇格は、教員選考規程に基づき、教員昇格に係る処理フロー（資料 3-2-②-4）で示す教員選考諮問委員会が選考にあたる。校長および教員選考諮問委員会による書類選考が行われた後、面接が行われ昇格人事が決定される。書類審査では、教育活動・研究活動・学会および社会活動の実績等が評価され、高等専門学校設置基準も考慮して昇格を決定する。

## 2) 非常勤講師および再雇用の採用に関する規定

非常勤講師の採用にあたっては非常勤講師の採用に関する要項（資料 3-2-②-5）を定めている。また、教員の再雇用にあたっては教職員の再雇用に関する取扱要項（資料 3-2-②-6）を定めている。

## 3) 採用・昇格に際しての教育能力の評価

教員の教育能力は個人調書で評価される審査報告書（既出資料 3-2-②-1），昇格に際しては所属学科の教授により、その教育能力を評価した上で推薦を行う。採用に際しては模擬授業を課し、面接によって最終的な判断を行う。

（分析結果とその根拠理由）

採用や昇格に関する手続きの規定およびその処理フローは明確かつ適切に定められ、適切な運用がなされている。採用に際しては、本学ホームページ、国立高等専門学校機構ホームページ、研究者人材データベース、学会誌等で広く公募している。審査に関する書類選考（一次選考）および面接（二次選考）の手続きは適切に定められており、審査に際しては模擬授業を課して教育能力の評価を行っている。また、昇格に際しても、採用に準じた規定が適用されるほか、所属学科の教授による教育能力の評価が行われている。

以上のことから、教員の採用や昇格等に関する基準や規定が明確に定められ、適切に運用がなされている。

### 観点 3-3-①： 学校における教育活動を展開するに必要な事務職員、技術職員等の教育支援者等が適切に配置されているか。

（観点に係る状況）

## 1) 事務職員の配置状況

事務部は総務課と学生課の 2 課で事務職員計 26 人（併任 1 を含む）から構成されている（資料 3-3-①-1）。教育課程の展開に直接的に関係するのは、学生課の教務係、図書・情報係の事務職員および技術職員 15 人である。学生課教務係の事務分掌は事務分掌細則に明文化されており（資料 3-3-①

-2) , シラバス作成, 成績管理, 履修管理, インターンシップ管理等を担当している。図書・情報係には, 司書または専門的知識を有する職員を配置し, 学習・研究に必要な図書の購入と管理, 文献検索の便宜を図るなどの支援を行っている。

## 2) 技術職員の配置状況

技術職員は, 学生の演習・実験・実習の技術的支援や教職員からの技術相談等を担当する。技術職員は, 3 つのグループに分かれ, 専門性(機械系, 電気・電子情報系, 建設・環境・物質系)を考慮した適切な人員配置が行われている。技術職員の業務内容と実際の活動状況についての資料(資料 3-3-①-3,4)を示す。平成 15 年度からは, 技術職員の活動を技術職員活動報告集としてまとめている。

### (分析結果とその根拠理由)

事務部は総務課と学生課の 2 課から構成され, 教育課程の展開に直接的に関係するのは, 学生課の教務係, 図書・情報係および技術職員である。教務係では, 授業, 成績, 異動, 履修などの教育支援を, 図書・情報係では教育・研究に必要な文献の管理および貸出, 学術情報の提供を行っている。技術職員は, 学生の演習・実験・実習の技術的支援や教職員からの技術相談等を行うため, 専門性を考慮して適切に配属されている。

以上のことから, 本校において編成された教育活動を展開するのに必要な事務職員, 技術職員等の教育支援者が適切に配置されている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

### (優れた点)

- ・ 一般教育科においては修士以上の学歴を持つ教員の割合が 96%, 専門学科においては博士の学位を有する教員の割合が 92%と極めて高い。また平成 25 年度科研費の採択率は, 一般教育科で 30%, 専門学科で 21%と高い数値を示している。また, 技術職員も 2 人が奨励研究を採択されている。
- ・ 海外大学出身者教員を公募採用し, 学生の国際性の向上を図っている。
- ・ 教育経歴や企業経験がある教員採用数は全体の半数を超えている。
- ・ 教員の活動報告書提出による自己評価と学内評価, 教員相互評価, 学生による授業アンケートなど, 教員の教育活動に関する評価活動を行っている。

### (改善を要する点)

- ・ 特になし。

## (3) 基準 3 の自己評価の概要

一般科目担当教員は専任教員 24 人(高等専門学校設置基準による定員数は 22 人)と非常勤講師 27 人から構成されており, また, 教育課程表に配当された科目構成に対してバランスのとれた専門分野の配置となっている。専任教員にあっては専門分野や担当時間数の均衡化にも配慮している。」また, 海外大学出身者教員を配置するなど, 一般科目の学習目標達成のために適切な教員配置を行っ

ている。修士以上の学歴を持つ教員の割合が極めて高く（96%，23人/24人），平成25年度科学研究費補助金の採択率も高い（30%，7人/23人）。

専門科目担当教員は助教を含め5学科で50人が配置されている。専門科目では特に学習目標「1. 基礎学力と専門知識」，「2. 課題の解決」を達成するために構成された教育課程を教えるに十分な資格を持つ教員によって構成されている。

専攻科では，一般科目，専門共通科目，専門展開科目を配備し，専攻科課程の学習目標を十分に達成するための教育課程を構築している。専攻科を担当する教員は博士の学位を有する講師以上の常勤教員が主体であり，平成24年度に大学評価・学位授与機構による再審査を受け，「適」の認定を受けている。この教育課程は，教員の専門分野や担当授業科目数の均衡化等を配慮し，適切な教員配置のもとに実施されている。

教員組織の活動をより活性化するため，教員採用においては公募制を導入しており，職位の均衡化に配慮した選考が行われている。また，実践的な教育を施すため，教育経歴および実務経験のある教員採用を行うとともに，博士の学位取得者数を高める努力を行っている。学生の国際性向上を図るため，海外大学出身者教員を採用している。

採用や昇格に関する手続きの規定および教員選考に係る処理フローは明確かつ適切に定められ，適切な運用がなされている。採用審査に際しては模擬授業を課して教育能力の評価を行っている。昇格に際しても，採用に準じた規定が適用されるほか，所属学科の教授による教育能力の評価が行われている。

教員の教育活動を評価する委員会として教育業績評価委員会が設置されており，評価結果による優秀教員の表彰を行っている。

事務部は総務課と学生課の2課から構成され，教育課程の展開に直接的に関係するのは，学生課の教務係，図書・情報係および技術職員である。教務係では，授業，成績，異動，履修などの教育支援を，図書・情報係では教育・研究に必要な文献の管理および貸出，学術情報の提供を行っている。一部の業務では，学内LANを活用したオンラインシステムを構築し処理の効率化を図っている。技術職員は，学生の演習・実験・実習の技術的支援や教職員からの技術相談等を行うため，専門性を考慮して適切に配属されている。

以上のことから，本校において編成された教育課程を展開するのに必要な教員および教育支援者等が適切に配置されている。



## 基準4 学生の受入

### (1) 観点ごとの分析

観点4-1-①： 教育の目的に沿って、求める学生像や入学者選抜の基本方針等の入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、学校の教職員に周知されているか。また、将来の学生を含め社会に理解されやすい形で公表されているか。

（観点到係る状況）

#### 1) 石川高専のアドミッション・ポリシー

本校においては、推薦および学力による準学士課程入学者選抜、4年次編入学者選抜、推薦および学力による専攻科課程入学者選抜、社会人特別選抜による専攻科課程入学者選抜を行っており、それぞれに対応した入学者選抜の基本方針をアドミッション・ポリシーとして明確に定めている（資料4-1-①-1～3）。専攻科では社会人選抜において高等専門学校卒業に類する資格を定め、高等専門学校以外からも受け入れている（資料4-1-①-4）。特に準学士課程の求める学生像として、「石川高専に適する人は」、「5つの学科が求める人は」を定め、本校の入学者選抜の基本方針として「石川高専に入学するには」を明確に定めている。

#### 2) アドミッション・ポリシーの学校の教職員への周知状況

アドミッション・ポリシーは教員会議等において教職員への周知を図っている（資料4-1-①-5）。また全教職員に配布する教育理念・教育目標カードに記載してある（資料4-1-①-6）。平成26年3月に認知度を確認する教職員アンケートを実施したところ教職員に関しては、よく認知されているといえる結果を得た（資料4-1-①-7, 8）。

#### 3) アドミッション・ポリシーの社会への周知

中学校訪問で配布するリーフレットにより将来の学生（受験生）を含めた関係者に周知を図っている（資料4-1-①-9）。学校要覧およびウェブサイトに入学者の選抜方針を明記し、社会に公表している（資料4-1-①-10）。また募集要項に明記してそれを各方面に配布して周知を行っている（資料4-1-①-11）。

さらに、中学校訪問、中学校教員との懇談会、体験入学、学校説明会、中学生向け公開講座などで上記資料を配付し周知を図っている。

（分析結果とその根拠理由）

本校のアドミッション・ポリシーは、準学士課程入学、4年次編入学、専攻科課程入学のそれぞれについて、明確に定められており、さまざまな方法で周知されている。

また、本校ウェブサイトに記載して社会への周知を図るとともに、将来の学生に対しては、学生募集要項等に明記し、各方面に配布している。

以上のことから本校のアドミッション・ポリシーは明確に定められており、教職員や将来の学生に周知され、かつ社会にわかりやすい形で公表されている。

観点4-2-①： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿って適切な学生の受入方法が採用されており、実際の入学者選抜が適切に実施されているか。

(観点に係る状況)

1) 入学者受入方針に沿った準学士課程入学者選抜

準学士課程の入学者受入方針は、「石川高専に入学するには」に明記されている。その内容と入学者選抜の評価方法は次のように対応している。

評価方法	石川高専に入学するには
推薦選抜（調査書） 学力選抜（調査書・学力試験）	中学校で学んだことを身につけている
推薦選抜（適性検査）	特に、数学・理科の基礎学力がある
推薦選抜（面接試験）	いろいろな問題にであったとき、自分で考えて答を探ることができる

推薦による選抜試験は適性検査（数学）と面接で行われる。適性検査（数学）では各学科で学ぶための基本を確認し、面接では志望動機や目的意識の確認を行って、適性の高い入学者の選抜に努めている。選考は、中学校長からの推薦書・調査書および適性検査・面接の結果を総合して行われる（資料 4-2-①-1, 2）。

学力による選抜試験は、理科、英語、数学、国語について筆記試験を行い、選考は学力検査の成績および調査書を総合して行われる（資料 4-2-①-3）。

入学者選抜試験の合格内定者については、入学意志の確認を行うことによって、入学を強く希望する学生を選抜している。

入学者は入学試験委員会で候補者を決め、運営会議において決定しており、その規定に従って適切に行っている（資料 4-2-①-4）。

2) 編入学試験による受け入れ方法とその実施

編入学試験は学力試験と面接試験によって行われている（資料 4-2-①-5）。学力試験は英語、数学、および専門科目の試験を行い、「高等学校で学んだ基礎」の習得度を評価する。面接試験では選択学科の志望動機や学習意欲の確認を通して「向上心・自主性・協調性」等々を評価している。編入学試験は実施要領に従い適切に行われている。入学者は入学試験委員会で候補者を決め、運営会議において決定しており、その規定に従って適切に行っている。

3) 専攻科課程入学者選抜による受け入れ方法とその実施

推薦による選抜に関しては、出身校校長・学長の推薦を受けた者を対象とし、面接試験や調査書、推薦書、およびTOEICのスコアを勘案して選抜している（資料 4-2-①-6, 8, 9）。調査書等を通して「工学の基礎」の習得を確認し、面接での志望動機についての質問などを通して入学後の「学習と社会貢献に対する意欲」を評価している。

学力による選抜に関しては、英語についてはTOEICを判定材料とし、数学および専門科目の試験により「工学の基礎を習得」の度合いを評価している（資料 4-2-①-7, 8）。面接で志望動機や学習意欲を確認して選抜にあっている。

入学者は入学試験委員会で候補者を決め、運営会議において決定しており、その規定に従って適切に行っている（資料 4-2-①-10）。

（分析結果とその根拠理由）

準学士課程、編入学、専攻科の入学者選抜は、それぞれの目的に応じて推薦および学力試験によって行われている。調査書、推薦による選抜での適性検査や面接などによって目的意識や志望動機、勉学意欲などを見極め、入学者受入方針を満たす入学者の選抜を行っており、入学者選抜は適切に実施されている。

**観点 4-2-②： 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立っているか。**

（観点に係る状況）

1) 入学者がアドミッション・ポリシーに沿った学生であるかを検証するためのシステム

本校では平成 24 年度まで入試広報・分析委員会が入試に関する調査・分析を行ってきた。平成 25 年度から、入試に関する調査・分析の結果がより適切且つ迅速に入学者の選抜に反映するよう調査・分析活動は入学試験委員会で行うこととした。入試広報・分析委員会は学生募集のための広報活動を任務とする「入試広報委員会」に組織改編し、役割を明確に区分した。現在入学試験委員会が入学者選抜に関して様々な調査・分析を行い入試方法の改善を行っている（資料 4-2-②-1）。入試広報委員会は志願者がアドミッション・ポリシーに沿って適切な進路選択をできるように広報活動に努めている（資料 4-2-②-2）。

2) 石川高専に適する学生の入学

アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかどうかの資料として、学生の進級率（資料 4-2-②-3）、および学科ごとの学生の就職企業先（資料 4-2-②-4～8）を示す。学生の進級率はどの学年学科とも90%以上を保持して良好といえる。また学生の就職企業先は多くが製造業であり、石川高専の学科にふさわしい企業が主体となっているといえる。以上の点から、石川高専に適する学生が入学していると捉えることができる。

3) 入学試験委員会の検証結果を受けての入学者選抜の改善状況

平成25年度入学者選抜より、アドミッション・ポリシーの「特に数学・理科の学力がある」点を検証し、理数系の基礎学力を確認するため、推薦による選抜において「適性検査（数学）」を導入した。これにより、調査書と相俟って、受験者の適性がより選抜結果に反映されやすくなった。

（分析結果とその根拠理由）

入学試験委員会および入試広報委員会によって、アドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているか分析と検証を行い、その結果を入学者選抜の改善に役立つよう組織的・継続的に議論がなされている。その結果を取り入れた改善が行われている。

観点4-3-①： 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われる等、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

(観点に係る状況)

#### 1) 入学定員と入学者数

準学士課程の実入学者数は、205名程度で、本校一学年定員200名を若干上回っている程度であることから妥当な数字であると判断できる(資料 4-3-①-1)。

編入学者数は、この5年間ごく少数であり、適正であると判断できる(資料 4-3-①-2)。

専攻科の実入学者数は30名程度であり、入学者定員20名の1.5倍程度と入学定員を超えているものの、施設設備の面から見ても適正化の措置が必要ではないと判断している(資料 4-3-①-3)。資料として専攻科特別研究の割り振り状況を示す(資料 4-3-①-4)。各学生に対して複数の指導教員が指導を行っており、支障は生じていない。講義演習等も、40名以上の本科学生が使用している規模の教室を使用して行われており(資料 4-3-①-5)、問題は生じていない。

また、過去定員を超えた際(定員充足率：資料 4-3-①-6)も含め、専攻科修了生全員が大学評価・学位授与機構による学位認定試験に合格していることから、教育の質の保証に関する問題は生じていないと判断する。

(分析結果とその根拠理由)

準学士課程の実入学者数は定員を若干超える程度であり、適切である。専攻科課程入試では実入学者数は定員に対して約1.5倍となっているが、教育等に支障が生じることはない。

以上、本校の実入学者数は、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況になっていない。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 準学士課程の入学者選抜は、推薦による選抜と学力による選抜の、二つの方法で、それぞれ適切に行われている。
- ・ 推薦選抜では、調査書のほか、「適性検査(数学)」によって理数系の基礎学力を確認し、面接で志望の動機や目的意識を確認している。
- ・ 学力による選抜では調査書のほか、筆記試験で技術を学ぶための基礎的な知識を確認している。
- ・ 継続的入試方法の点検・改善と併せて、アドミッション・ポリシーに沿った学生の選抜方法として優れている。

(改善を要する点)

- ・ 特になし。

## (3) 基準4の自己評価の概要

本校では教育目的、教育理念および具体的な学習目標を定めており、それに沿ってアドミッション

・ポリシーを明確に定めている。本校ウェブサイトに入学者選抜方針を明記し、教職員に周知するとともに社会に公表している。中学校訪問、中学校教員との懇談会、体験入学、オープンカレッジ、学校説明会、中学生向け公開講座などを通して将来の学生への周知を図っている。

準学士課程、4年次編入学、および専攻科学士課程の各受入についてアドミッション・ポリシーが明示されており、いずれも選抜方針が募集要項に明確に記載されている。

アドミッション・ポリシーに沿った学生が入学しているかについては入学試験委員会で検討され、改善が図られている。

またアドミッション・ポリシーに沿った学生の受入が実際に行われているかについては、入学試験委員会で分析・検証を行い、選抜の改善に役立つよう組織的・継続的に議論が行われるよう配慮されている。

また実入学者数が、入学定員を大幅に超える、または大幅に下回る状況にはなっていない。



## 基準5 教育内容及び方法

### (1) 観点ごとの分析

#### <準学士課程>

観点5-1-①： 教育の目的に照らして、授業科目が学年ごとに適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものとなっているか。

(観点に係る状況)

#### 1) 学年ごとの授業科目配置

本校の学習目標に照らして、全体の授業科目数および単位数が適切に配置されていることを示す資料として、平成26年度4,5年生に対して適用している教育課程表—学習目標対応表(資料 5-1-①-1~6)を示す。また、学習目標ごとの学年別配当科目数の一覧表を示す(資料 5-1-①-7)。学年進行ごとに学習目標「2. 課題の解決」の科目数が増加している。

次に、各学科における学習目標ごとの単位数の配当についての資料を示す(資料 5-1-①-8)。専門科目の必修科目単位数はすべての学科で82単位であり、選択科目最低取得単位数はすべての学科で6単位である。全体に占める選択科目の割合は僅かであり、卒業時に修得すべき学習目標は必修科目だけで修得することができる。また、選択科目の学習目標はごく一部を除いて「基礎学力と専門知識」および「課題の解決」の2つになっており、選択の仕方によって達成目標に差が出ることは無い。従って卒業認定を以て学習目標の達成と認めることができる。このカリキュラムを実現していることを示す資料として平成25年度の前后期の授業時間割表を示す(資料 5-1-①-9)。

本校では平成24年度までは1単位時間50分としていたが、平成25年度より1単位時間50分、2単位時間90分の運用を行っている。その場合も授業内容(シラバス)は平成24年度までと変わりなく教育の質を保証している。

半期1単位の科目は15週以上確保し、かつ1年間の授業は定期試験等を含めて35週にわたって実施している。

#### 2) 教育の目標に照らした教育課程の体系制

準学士課程および専攻科課程において教育課程の体系的性は、授業科目系統図(資料 5-1-①-10~15)に示されており、各科目が教育目標を達成するうえで体系的に編成されている。さらに個々の科目の学習目標はシラバスにも記載されている(資料 5-1-①-16)。

#### 3) 授業内容の適切性

実際の授業の内容は、シラバスの各科目の学習・教育目標および週ごとの授業スケジュールによって、学習の目標に照らして適切なものであることが示されている。また、定期試験問題は当該科目のシラバスに記載された「学生の到達目標」を確認できるような問題とするよう留意している(既出資料 5-1-①-16)。必要であれば訪問調査時に授業で使用した教科書、参考書、授業で使用した資料やプリントなどの自主教材を提示する(資料 5-1-①-17,18)。

(分析結果とその根拠理由)

様々な観点から本校卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力に照らして授業科目の配当が体系的に編成されており、それが学校あるいは学科の学習目標と適合していることが示されている。また、

授業の内容および試験に関してもシラバスに明示され、本校の教育目標に沿った適切なものになっている。

### <準学士課程>

**観点5-1-②： 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

(観点に係る状況)

1) 学生のニーズに対応した教育課程編成への配慮

通常の正規授業時間を実施しても、なお学生の反応から内容の修得が不十分と考えられる科目においては、その補充教育を適切に行うことができるよう、授業時間割に特別講義枠を設けている。特に数学は専門学科が数学科と協力して補講演習を進めている(資料 5-1-②-1)。

また資格試験等本校の正規のカリキュラムに含まれない科目の履修と単位取得のための規則も整備されている(資料 5-1-②-2)。

2) 学術の発展動向への配慮

近年のバイオテクノロジーの進展に対応できる人材育成の面から新たに「生命の科学」1単位を第4学年の必修科目として新設した。さらに国際化に伴う英語教育の必要性ならびに高度な数学の知識が要求されていることから、新しい教育課程では英語と数学の配当単位の増加を図っている。

3) 社会からの要請等への配慮

職場に対する知識を持った学生の養成という社会からの養成に配慮し、従来から第4学年の夏休みに学外実習(インターンシップ)制度を設け、各学科主任による事前・事後指導の他、学生による実習報告書および日誌の作成などを義務づけており、単位取得のための規則も整備されている(資料 5-1-②-3)。また、文部科学省の各種学生支援事業にも積極的に応募し、地域社会の要請に応える多くのプロジェクトが採択されている(資料 5-1-②-4)。

(分析結果とその根拠理由)

学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会情勢の変化を的確に捉え、必要なカリキュラムの改善ならびに正規科目以外の学外単位認定制度や学外実習規定が整備されている。

以上のことから、本校準学士課程では、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に対応した教育課程の編成がなされている。

**観点5-2-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。**

(観点に係る状況)

1) 授業形態のバランス状況

各科目の授業形態の比率は、既に観点5-1-①の教育課程表の中で示した(既出資料 5-1-①-1~6)。これらを元に作成した学習目標別の専門科目授業形態の割合(資料 5-2-①-1)を示す。講義、演習、

実験・実習が学習目標の達成の為にバランスよく配分されているのがわかる。

## 2) 学習目標を達成するための教育内容に応じた学習指導法の工夫事例

それぞれの科目では、シラバスに記載された科目の目標に従って学習指導法の工夫がなされている。PBL型授業により学習目標「2. 課題の解決」を達成した例や、対話・討論型授業によって学習目標「4. 表現と対話」を達成した例を示す（資料 5-2-①-2）。

（分析結果とその根拠理由）

講義，演習，実験・実習が学習目標の達成の為にバランスよく配分されている。また，それぞれの科目では，PBL型授業等によって学習・教育目標を達成するための授業の工夫もなされている。

以上のことから，教育の目的に照らして，講義，演習，実験，実習等の授業形態のバランスが適切であり，それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされている。

**観点 5-2-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って，シラバスが作成され，事前に行う準備学習，教育方法や内容，達成目標と評価方法の明示等，内容が適切に整備され，活用されているか。**

（観点に係る状況）

### 1) シラバスの作成状況とその内容

本校ではシラバスは電子化されており，学生に配布する冊子に加えてウェブサイトでも公開し，外部からの閲覧も可能である。

またシラバスは，シラバス原稿作成要領に沿って統一した観点で作成されている（資料 5-2-②-1）。具体的には，学習目標のキーワードを含んで記載した「授業目標」，「学習・教育目標」，「キーワード」，「年間スケジュール」，定期試験で確認する「学生の到達目標」，「評価方法」等各欄から構成されている（資料 5-2-②-2）。

また，学修単位科目については「事前・事後学習」欄に事前学修，事後展開を記載するとともに，授業外学修について記載し事前事後学習の必要性を説明することを教員に要請する内容となっている。

### 2) シラバスの活用状況

新学期当初，当該学年で履修する全科目が掲載されたシラバスが配布され，各科目においてはシラバスの内容を最初の授業で説明することになっている。このシラバス活用方法に関する説明は，教員間で統一した対応がなされている（資料 5-2-②-3）。

一方，学生自身にはシラバスに書かれた学習内容を「学生の到達目標」として身につけることを求めている。また全教員及び全学生に対してシラバス活用状況アンケートを実施している。その結果，常勤教員，非常勤教員とも90%程度活用しており，学生に対して「教員からシラバスについての説明があった科目の割合」を聞いた結果もそれを裏付けている。

学生の活用状況は第1～3学年は，20%台とやや低い活用度であるが，第4学年では40%近くの学生が活用している結果となった（資料 5-2-②-4）。学生の活用度が増すように活用法を指導する等，対策を図って行く必要がある。

(分析結果とその根拠理由)

以上のように、シラバスは教育課程の編成方針に沿って適切に作成されている。また学生へのシラバスに関する説明も全教員によって統一した意識のもとに実施されている。学生側の活用状況は低学年では低いですが、学年が進行するにつれてその活用度は増加しているものの更に活用度が増すように対策を取りたい。

**観点5-2-③： 創造性を育む教育方法の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。**

(観点に係る状況)

1) 創造性を育む教育方法の工夫事例

当該観点に関連して準学士課程の学習目標では、「2. 課題解決への姿勢」を定めている。これらの学習目標に沿って様々な創造性を育む教育方法の工夫がなされている。また平成17年度から「石川高専オンリーワンプロジェクト」と呼ばれる学生支援プログラムによる学生の創造性を育む取組を課外活動の一環として行っている。具体的には、学科横断的な学生グループからプロジェクト企画案を募り、審査を経て採択された企画に対して支援を行っている(資料 5-2-③-1, 2)。

2) 学外実習(インターンシップ)の活用状況

第4学年の希望者に対して学外実習(本校では専攻科1年生に対しては長期インターンシップを実施しており、本科第4学年に実施している同様の教育活動を学外実習と呼び区別している)を実施しており(資料 5-2-③-3)、担任もこれに積極的に参加するよう指導している。最近の各学科における学外実習の参加学生数は9割以上にも上る(資料 5-2-③-4)。参加した学生には、報告書と実習日誌の提出を義務づけている(資料 5-2-③-5, 6)。学外実習は、学生にとって進路決定、専門科目の必要性の再認識、社会常識(規範)の確認など、多くの教育効果を生み出している。

(分析結果とその根拠理由)

石川高専オンリーワンプロジェクトのような学生支援プログラムなどを通じて創造性を育む独自の教育方法が実施されている。また第4学年の学外実習では、近年9割以上の学生が希望して実習を受けている。学生にとって進路決定、専門科目の必要性の再認識、社会常識(規範)の確認など多くの教育効果を生み出している。

<準学士課程>

**観点5-3-①： 教育課程の編成において、一般教育の充実や特別活動の実施等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。また、教育の目的に照らして、課外活動等において、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されているか。**

(観点に係る状況)

1) 豊かな人間性の涵養についての考え方(学習目標3)

本校では一般教育、教育課程に組み込まれた教育活動における学生と教職員との触れ合いのほか、第1学年から第3学年まで行われる特別教育活動、見学会や研修旅行、球技大会や学校祭などの学生

会活動、部活動などの課外活動において、豊かな人間性の涵養を図っている。特に、第1学年から第3学年の学級担任を中心とした特別教育活動によるところは大きいと考えている（資料5-3-①-1, 2）。

#### 2) 一般教育の果たすべき役割

本校の一般教育は主に一般教育科が担っている。一般教育科は、心身ともに豊かな技術者を養成するため、各学科共通の一般科目（人文・社会系、自然科学系、外国語、保健・体育、芸術）の授業を担当し、さらに特別教育活動においても、重要な役割を担っている（資料 5-3-①-3）。

#### 3) 特別活動の実施状況

第1～3学年に対しては週1回の50分の特別活動を時間割に組み入れており、学級担任は学級運営上の活動を記録している（資料 5-3-①-4）。また各学年では定期的に特別講演会が企画されている（資料 5-3-①-5）。特別活動に実施時間を合計すると高等専門学校設置基準（第17条の第7項）で定められている90単位時間以上になっている。特別活動のシラバスに沿って日常生活上の注意や連絡を行っている（資料 5-3-①-6）。

#### 4) クラブ活動

平成25年度に登録されている団体は、運動部16、文化部10、同好会2である。豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮し、顧問は部の規模や活動状況（大会や練習試合の頻度）に応じて1～3名が配置されている（資料 5-3-①-7）。特に運動部ではその多くに2名以上の顧問が配置されている。

課外活動を通じて学生は協調性を高めるなど、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮している。

#### （分析結果とその根拠理由）

時間割に示されるように特に低学年に於いて一般教育の充実が図られており、特別活動を設置する等、豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されている。特別活動だけでなく各種学校行事や課外活動を通じて豊かな人間性の涵養が図られるよう配慮されている。

**観点 5-4-①： 成績評価・単位認定規定や進級・卒業認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、進級認定、卒業認定が適切に実施されているか。**

#### （観点に係る状況）

##### 1) 成績評価・単位認定規程および進級・卒業認定規程

試験の実施方法、成績評価・単位認定に関わる規程は、学生便覧に記載されている（資料 5-4-①-1, 2）。成績評価方法はシラバスに定期試験や課題レポート等の配分を明記している（資料 5-4-①-3）。試験結果については、各定期試験後に必ず試験答案の返却と解説を実施し、各学期最終日に試験結果についての学生からの異議申立ての機会を設けている（資料 5-4-①-3）。進級・卒業の認定規程は明確に定められている（資料 5-4-①-4）。同規程第14条にあるように3科目以内の未修得科目を有する者も進級可能であるが、同規程 5 条に定める単位追認試験期間に実施される単位追認試験に合格しなければならない（資料 5-4-①-1, 5, 6）。

## 2) 学生への周知

成績評価表ならびに進級・卒業については、学生便覧の学習心得の中の「成績評価について」および「進級・卒業について」の節で記載されている（資料 5-4-①-7, 8）。新入生に対しては入学式翌日に行われる新入生オリエンテーションの中で教務関係として説明している（資料 5-4-①-9）。またクラス担任は各学年当初にシラバスを配布するとともに、学生に対して必要な規定の説明を行っている。さらに各教科の担当教員は、最初の授業において当該科目の評価方法等について説明し、成績評価方法の学生への周知を図っている（資料 5-4-①-10）。

## 3) 規定に従った成績評価・単位の認定・進級認定・卒業認定の実施

各教員は規程とシラバスに明示した評価方法に沿って成績を付け、単位の認定を行っている（資料 5-4-①-11）。進級および卒業の認定は、全教員が出席する進級判定会議および卒業判定会議において審議されている（資料 5-4-①-12, 13）。

## （分析結果とその根拠理由）

本校では学業成績評価および進級・卒業認定に関する規程を定め、運用している。また学生への周知も学生便覧や年度当初におけるシラバス配布時の担任からの説明等でなされている。各教員は規程とシラバスに明示した評価方法に沿って成績を付け、単位の認定を行っている。進級および卒業の認定は、全教員が出席する進級判定会議および卒業判定会議において審議されており、適切に実施されている。

## &lt;専攻科課程&gt;

**観点 5-5-①： 教育の目的に照らして、準学士課程の教育との連携、及び準学士課程からの発展等を考慮した教育課程となっているか。**

## （観点に係る状況）

専攻科課程での授業カリキュラムは、両専攻共通の一般科目および専門共通科目と、各専攻で異なる専門展開科目より構成され（資料 5-5-①-1）、学生の到達目標として、A～Eの5つの学習目標を定めている（資料 5-5-①-2）。

専攻科の授業カリキュラムでは、学習目標、各基盤学科に関連する学士申請領域および基盤学科の準学士課程との連携を考慮している（資料 5-5-①-3～8）。

## （分析結果とその根拠理由）

本校の専攻科における教育課程は、専攻科を構成する基盤学科の学士申請領域ごとに、専攻科の学習目標に沿った形で準学士課程との繋がりが考慮されており、準学士課程からの発展および技術者として必要な素養と能力とを身につける課程となっている。

**観点 5-5-②： 教育の目的に照らして、授業科目が適切に配置され、教育課程が体系的に編成されているか。また、授業の内容が、全体として教育課程の編成の趣旨に沿って、教育の目的を達成するために適切なものになっているか。**

## （観点に係る状況）

## 1) 授業科目の配置

各専攻では基盤学科が異なる学生のために選択科目を多く配置しているが、修了要件としての必要修得科目数の配分は必修科目が18科目（51単位）、選択科目が11科目（22単位）となりバランスのとれた配分となっている。

なお、専攻科におけるA～Eの5つの学習目標に対しては（既出資料 5-5-①-2）、一般科目、専門共通科目、専門展開科目のそれぞれに1つ以上の必修科目を配置している。選択科目は、専門共通科目においては1科目（2単位）、専門展開科目においては5科目（10単位）が選択される。それらは学生のニーズに応じて選択されるが、科目連携図（既出資料 5-5-①-3～8）において最後尾に位置し、すべて学修目標Bに設定されており、選択度合いによつての学修目標の達成度には影響しない。

## 2) 授業内容の適切性

専攻科におけるA～Eの5つの学習目標を達成すべく授業配置が行われている（既出資料 5-5-①-3～8）。なお、学位取得申請における分野別必要単位に対しても十分な科目数を確保している（資料 5-5-②-1）。

学習目標に対し、適切な内容を教授していることを示すための例として、いくつかの必修科目の授業内容をシラバスより抜粋した（資料 5-5-②-2～6）。

## （分析結果とその根拠理由）

専攻科の学習目標に沿って、適切なカリキュラムが組み立てられており、また準学士課程の専門分野を考慮して必修科目と選択科目の配分もバランスがとれている。授業内容については専攻科における学習目標に沿った科目が整備されており、本校の教育の目的を達成するために適切なものとなっている。

**観点 5-5-③： 教育課程の編成または授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。**

## （観点に係る状況）

## 1) 学生の多様なニーズへの配慮

専攻科課程では、今後ますます必要となるであろう国際性や、問題解決能力などの涵養を望む社会からの要請に配慮する必要がある。そこで、外国語によるコミュニケーション能力を養うための科目を一般科目に配置している（既出資料 5-5-①-1）。また、語学力の習得を確認するために「総合英語力到達度試験」に合格することを義務付けている（資料 5-5-③-1）。

さらに多様化する学生のニーズに配慮して、いくつかの単位互換制度に関する協定を締結している（資料 5-5-③-2）。これらの単位は外単位として設定されており、本来の学習目標への到達を妨げないよう配慮している。

## 2) 学術の発展の動向への配慮

また、現代社会・地域社会、環境問題を理解し対応するために必修科目として「環境技術」や「技術者倫理」を専門共通科目として配置している（既出資料 5-5-①-1、既出資料 5-5-②-2）。

## 3) 社会からの要請への配慮

これらの科目配置が地域企業などの要望を満たしているかどうか、また企業が採用した修了生がその目標を達成しているかどうかを把握するために、本校の修了生就職先企業へのアンケートを実施している（資料 5-5-③-3）。アンケートでは、本校の学習目標以外に望まれる学力、能力・資質についての意見等も尋ねた。アンケート結果からは、本校の学習目標の妥当性を認める企業がほとんどであり、また修了生の目標達成度も企業側から十分に評価されている。

また多くの企業が、学習目標B（問題の発見・提起と解析・解決）の大切さを上げており、本校の授業内容も「特別研究I・II」や「創造工学演習I・II」において実際的な課題を通してそれらの能力向上に努めている。

（分析結果とその根拠理由）

専攻科では、多様な学習機会を望むニーズや、学術の発展動向や社会からの要請に対応できるように配慮している。また、他の高等教育機関の科目履修が可能となっており、学生の要望に対する配慮がなされている。さらに企業アンケートでは地域企業の求める人材や本校の教育目標等の評価結果を教育課程に反映している。

**観点5-6-①： 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態のバランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法の工夫がなされているか。**

（観点到に係る状況）

一般科目では、プレゼンテーション能力を高めるため、語学において演習科目を多くしている。専門科目で全体において、演習系科目に比べて講義系の科目が多いのは、基盤学科の専門分野を考慮して選択科目を多く配置しているためである。全単位数に対する割合は、講義系科目40%、演習系科目31%、実験・実習系科目29%の割合となっている（資料 5-6-①-1）。特別研究や創造工学演習、インターンシップに重点をおいて配置しているため、実験・実習科目の単位数の割合が多くなっている。

専攻科生の人数は少なく、準学士課程に比較して少人数教育となっている。さらに、例えば「創造工学演習I・II」では同時に複数のテーマを設定しグループ分けを行い、1グループ当たり7、8人の少人数教育を行っている（既出資料 5-5-②-3）。

語学系の演習科目では、TOEIC試験を利用した教育を行うとともに、発表や討議を取り入れてプレゼンテーション能力の向上を図っている（既出資料 5-5-②-4、既出資料 5-5-③-1）。

他にも学習指導法については様々な工夫が行われているので、それらのいくつかを示しておく（資料 5-6-①-2）。なおこれらには正規の授業時間外の補充授業等が含まれているが、いずれも専攻科の学習目標を達成するために役立つものである。

（分析結果とその根拠理由）

基盤学科の専門分野に対応し、より高度の知識と技術を教授するため多くの選択科目が配置されている。一般科目における語学系科目では発表・討議等、実践的な演習科目が多く必修となっているとともに、専門科目ではグループ分けによる少人数のものづくり教育が行われている。また長期のインターンシップを採用する等、教育内容に応じた適切な工夫が見られる。

**観点5-6-②： 教育課程の編成の趣旨に沿って、シラバスが作成され、事前に行う準備学習、教**

育方法や内容、達成目標と評価方法の明示など内容が適切に整備され、活用されているか。

(観点に係る状況)

シラバスの記載内容は、当該年度の授業進行や学生の学習状況から担当教員ごとに細部の内容が検討され、毎年度更新して記載内容の充実を図っている(資料 5-6-②-1)。

シラバスには「事前事後学習など」を記入する欄を設けており、シラバス作成時に具体的に記載するようにしている。

科目担当教員は学期初めの授業において担当科目の授業目標と授業計画とをシラバスに基づいてガイダンスすることが義務付けられており(資料 5-6-②-2)、学生が授業の目的を把握するとともに事前学習を行うための指針としている(既出資料 5-2-②-3)。

学生のシラバスの活用状況については、アンケート調査を行った結果(資料 5-6-②-3)、ほとんどの科目でシラバスの説明が行われている。また、学生はシラバスを試験前の学習に活用している動向が確認できる。

(分析結果とその根拠理由)

シラバスには、授業の目標、学習の補助となるテキスト、時間外学習を含む履修・学習上の注意、アドバイス、成績評価方法等が明示されておりシラバスの内容は十分に整備されている。ほとんどの科目担当教員はシラバスの説明を行っており、実際にシラバスを利用している学生は半数を超えている。

**観点5-6-③： 創造性を育む教育方法(PBLなど)の工夫が図られているか。また、インターンシップの活用が図られているか。**

(観点に係る状況)

#### 1) 創造性を育む教育

基盤学科の枠を超えたチームプロジェクトとして、「創造工学演習Ⅰ・Ⅱ」を設けている(既出資料 5-5-②-3)。これらの科目は総合技術者として問題を発見・提起し、解決できる基礎能力の育成と応用力を養うことを目的とし、テーマに基づき各自の自由な発想を持ち寄り、検討し、ものづくりの演習を行う。

#### 2) インターンシップの活用状況

実際の現場を体験する手段としてインターンシップを必修科目として重視している。特長的なのは3ヶ月間の長期インターンシップを行っていることであり(既出資料 5-5-②-5)、事前・事後指導を伴った10単位に設定している。成果発表には、担当企業だけでなく地域企業も参加し、発表とレポートを総合して成績評価を行っている(資料 5-6-③-1~4)。

海外でのインターンシップにも取り組んでおり、海外語学研修などを含む参加機会の紹介を専攻科生や専攻科進学を希望する学生に向けて公開している(資料 5-6-③-5)。

(分析結果とその根拠理由)

創造性を育む教育方法に対する工夫として、設定したテーマに対しチームを編成し、各自にアイデ

アを発想させ、調査、企画、創造の段階を経験させてものづくりを成し遂げる演習を行っている。さらに、実際の現場を経験させる実践的な教育として、企業と連携した3カ月の長期インターンシップが活用され、社会の要請に応える実践的能力の定着に十分な配慮をしている。

#### 観点5-7-①： 教育の目的に照らして、教養教育や研究指導が適切に行われているか。

(観点に係る状況)

##### 1) 専攻科における教養教育

一般科目において、主に国際的な視野とコミュニケーション能力を持つ技術者育成と、社会的課題に対処できる人材育成のためのカリキュラムを組み、すべての科目を必修単位としている(既出資料5-5-①-1)。外国語以外に「日本文化論」「健康科学」を設け、専門によらない教養科目を設定している。また、専門科目として、「環境技術」、「技術者倫理」、「線形代数」、「工業デザイン」など、工学者としての教養に相当する科目を、専門共通科目として配置している。

##### 2) 専攻科の研究指導体制と技術職員の研究指導への関与

総合的な学習成果である「特別研究Ⅰ，Ⅱ」は必修科目として十分な時間を確保している。

学生の研究指導にあたっては、常時2名以上の教員が指導を行っている(資料5-7-①-1, 2)。指導教員は研究テーマを扱える専門分野の教員であり、内1名には大学評価・学位授与機構の資格審査に合格している教員を配置している。

第1学年次に特別研究中間発表会を設け、研究の進捗状況を把握するとともに出席者の意見を参考としてその後の研究の進展に役立てている(既出資料5-7-①-1)。

研究指導における予算上の援助をするために、指導教員に対しては指導学生数に応じた研究費の配分を行う(資料5-7-①-3)とともに、学外での研究発表の際には学生に対して旅費の一部を補助している(資料5-7-①-4)。

専攻科生は取り扱う機器の操作方法について、既に一通り習熟しているが、比較的大きな装置や精密機械等を扱う場合には技術職員による実験指導・補助が行われている(資料5-7-①-5)。

##### 3) 研究テーマ決定のプロセスと、研究指導内容の妥当性

「特別研究」のテーマの多くは準学士課程の卒業研究を発展させており、準学士課程での指導教員の専門領域におけるテーマが設定される(既出資料5-7-①-1, 2)。また学外からの志望者は、募集要項に記載された近年の研究テーマの例を参考にすることができ(資料5-7-①-6)、専攻科入学願書提出の際に希望する研究テーマや内容を申請する(資料5-7-①-7)。指導教員が教員交流や留学により不在となる場合もあり得るので、入学試験の面接時には、テーマ変更の可能性について確認をしている。学内外での研究発表が推奨されており、今後さらに増えて行くことが予想される(資料5-7-①-8~10)。

(分析結果とその根拠理由)

一般科目と専門共通科目において教養教育が十分に行われており、特別研究には研究テーマに相応しい2名以上の指導教員が配置され、指導教員と学生に対して予算および技術職員による技術的支援が行われている。研究の進捗状況は中間発表会にて確認され、研究の成果も学内外に発表されている。

研究テーマの決定過程が明確であり、学生の要望にも沿っている。また学習目標の達成に関して企業側からの高い評価を得ている。

**観点5-8-①： 成績評価・単位認定規定や修了認定規定が組織として策定され、学生に周知されているか。また、これらの規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されているか。**

(観点に係る状況)

1) 成績評価・単位・修了の認定と学生への周知

学則および専攻科履修科目授業内規において授業方法、成績評価法、専攻科修了基準等が規定されている(資料 5-8-①-1, 2)。

定められた規則は「学生便覧」に明記され、年度初めのガイダンスにおいて「専攻科履修の手引き」を配布し、成績評価方法および単位認定、修了認定の基準、授業形態と1単位の学習時間数における注意等を詳細に説明している(資料 5-8-①-3)。各科目の成績評価方法は、全ての科目においてシラバスに示している(既出資料 5-6-③-2)。また、在学生アンケートなどで、学生への周知度や、科目担当教員からシラバスの説明が十分なされているかについて確認を行っている(資料 5-8-①-4)。

講義科目に関しては、試験終了後に試験返却や復習が行われており、その際に採点の間違いや評価に対する学生の異議申し立ての機会が設けられている。(資料 5-8-①-5)

2) 規定に従った成績評価・単位の認定・修了認定の実施

各科目における成績評価は、シラバスに記載した成績評価方法に従っている。成績報告の際には、各教員の報告ミスがないように、教務係が成績の入力方法を毎回通知している(資料 5-8-①-6)。報告された成績は教務係での集計の後、全教員による年度末の卒業・修了判定会議において認定している(資料 5-8-①-7, 8)。

(分析結果とその根拠理由)

成績評価・単位認定および修了認定の規定は組織として整備されており、アンケートの調査結果からそれらの規定は学生にも十分周知されていることが伺える。また規定に従って、成績評価、単位認定、修了認定が適切に実施されている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 学修目標に沿った授業カリキュラムが体系づけられ、目標達成のための十分な授業時間を確保している。
- ・ シラバス作成過程が明確で、各科目の内容および成績評価法は具体的に提示されている。
- ・ 準学士課程では学外実習に参加する学生の比率が高く、専攻科課程では3ヶ月の長期インターシップを必修科目として実施している。
- ・ 準学士課程でのオンリー1プロジェクトや、専攻科課程での「創造工学演習」による、学科・専攻を横断した学生チーム編成による創造性を育む教育を実践している。

- ・ 準学士課程では、各種特別活動および課外活動の実施により素養の涵養が行われている。

(改善を要する点)

- ・ 特になし

### (3) 基準5の自己評価の概要

#### (準学士課程)

本校の教育課程は、学校教育法ならびに高等専門学校設置基準と、本校が定めている「教育理念」、「学習目標」に則しており、授業カリキュラムは学習目標を達成できるように編成されている。科目の授業形態も学習目標を達成できるようにバランス良く配慮され、授業毎に学習目標を達成するための教材の工夫や情報機器の活用、そして学外実習やPBLによる創造性の涵養等の取組みがなされている。また学生の多様なニーズや社会の動向に配慮して、卒業・修了生、就職先企業にアンケート調査を行い教育課程の適切さを検討し改善をしていく取組みもなされている。

シラバスは学習目標に沿って作成されている。試験問題はシラバスに記載した「学生の到達目標」に沿って作成され、学生の当該科目の達成状況を確実に評価できるシステムとなっている。

成績評価・単位認定、進級・卒業・修了認定については、その方法を学生便覧に記載し、年度初めにおいてオリエンテーションや説明会を設けて学生に周知している。さらに試験の翌週に学生からの異議申し立ての機会を設けている。各科目の成績評価方法はシラバスに具体的に記載され、それに従って厳格に成績評価を行い、学年度末において、全教員参加の進級判定会議ならびに卒業・修了判定会議にて慎重に審議されている。

以上の他に準学士課程では、生活指導、課外活動、ホームルーム等により豊かな人間性を育むよう配慮するとともに、海外からの留学生や編入学生に対する支援も行われている。

#### (専攻科課程)

専攻科課程においても、本校の「教育理念」および専攻科に設定した「学習目標」に則して、授業カリキュラムが編成されている。学習目標の達成のため、バランス良い授業形態になるよう配慮され、準学士課程との繋がりも考慮されたカリキュラム体系となっている。授業毎での教材の工夫や情報機器の活用、社会性を育む長期インターンシップや国際性を意識できる語学教育、チームプロジェクトやPBLによる創造性の涵養等の取組みがなされている。学生の多様なニーズや社会の動向に配慮して、修了生や就職先企業にアンケート調査を行い教育課程の適切さを検討し改善していく取組みを行っている。

学習目標に沿ってシラバスが作成されており、学習内容、評価方法や達成状況を学生自身が確認できる。また、成績評価・単位認定、修了認定方法は、学生に配布する学生便覧や「専攻科履修の手引き」に記載し、年度初めのガイダンスなどで周知している。各科目の成績評価方法はシラバスに基づいて厳格に成績評価を行い、学年度末において全教員参加の進級判定会議ならびに修了判定会議にて慎重に審議されている。

学生の研究指導では、指導教員体制、予算処置等の支援、適切な研究テーマの設定がなされている。研究成果は公に発表されており、専攻科課程にふさわしい研究指導が行われている。

## 基準6 教育の成果

## (1) 観点ごとの分析

観点6-1-①： 高等専門学校として、その教育の目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われているか。

（観点到係る状況）

## 1) 準学士課程学習目標の達成の評価

教育目的に沿って、学生が卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力を明確に定め、それに対応させて授業科目を配置している。教務委員会（資料 6-1-①-1）において、卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに達成要件（準学士課程の卒業要件である学習目標の達成（資料 6-1-①-2, 3）および卒業の認定に関する規定（資料 6-1-①-4～6））を定めることによりその達成状況の把握方法を明確にしている。これらに基づいて、学生が卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力、養成する人物像等について、その達成状況を把握・評価する取組を行っている（資料 6-1-①-7, 8）。

## 2) 専攻科課程学習目標の達成の評価

教育目的に沿って、学生が修了時に身に付けるべき学力や資質・能力を明確に定め、それに対応させて授業科目を配置している。教務委員会（既出資料資料 6-1-①-1）において、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに達成要件（専攻科課程の修了要件である学習目標の達成）（既出資料 6-1-①-2, 資料 6-1-①-9）および修了の認定に関する規定（既出資料 6-1-①-4）を定めることによりその達成状況の把握方法を明確にしている。これらに基づいて、学生が修了時に身に付けるべき学力や資質・能力、養成する人物像等について、教務委員会において修了要件の確認を行い（資料 6-1-①-10）、次に修了判定会議において、その達成状況を把握・評価する取組を行っている（資料 6-1-①-11）。

（分析結果とその根拠理由）

教育目的に沿って定めた、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとにその達成要件（準学士課程の卒業要件である学習目標の達成および専攻科課程の修了要件である学習目標の達成）と卒業（修了）の認定に関する規定を定めて、卒業（修了）判定会議において、それぞれ卒業（修了）判定を実施しており、目的に沿った形で、課程に応じて、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力、養成しようとする人材像等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われている。

観点6-1-②： 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

（観点到係る状況）

## 1) 卒業（修了）時の学習目標達成状況の評価、および進級・卒業（修了）時の状況

本校では卒業（修了）時に、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに設定した達成要件の達成状況により卒業（修了）認定を実施している。

準学士課程では、卒業判定会議において、卒業要件確認表（既出資料 6-1-①-7）により、卒業時

に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに設定された卒業要件を満たしているかについて確認したうえで、卒業認定を行っている。

専攻科課程では、教務委員会において修了要件の確認を行い（既出資料 6-1-①-10）、次に修了判定会議において、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに設定された修了要件を満たしているかについて確認したうえで、修了認定を行っている。

準学士課程学生の進級の状況（資料 6-1-②-1）については、概ね良好に推移している。

卒業（修了）時の進学者数・就職者率（資料 6-1-②-2）は、準学士課程では約 40%が専攻科および大学へ進学し、約 60%が就職し、専攻科課程では約 25%が大学院へ進学し、約 75%が就職している。また、平成 17 年度からは JABEE 認定プログラム修了生を輩出している。

## 2) 資格取得への対応

資格取得への対応状況については、入学生に渡す学校案内の中で、卒業後の主な資格（取得資格・受験資格）（資料 6-1-②-3）を示している。なお、在学生の資格保持者が増加するよう指導している。（資料 6-1-②-4）。

また、平成 15 年度から専攻科 1 年生を対象として、平成 17 年度から本科 4 年生を対象として、TOEIC IP テスト受験を継続して実施している。平成 19 年度専攻科学生選抜から、TOEIC 公開テスト結果の提出を義務化し、平成 20 年度専攻科学生選抜からは、TOEIC 公開テスト結果または TOEIC IP テスト結果の提出を義務化した。

## 3) 準学士課程・卒業研究および専攻科課程・特別研究などの内容

卒業研究（資料 6-1-②-5）では卒業研究発表、予稿および卒業論文（卒業制作）の執筆を課し、専攻科特別研究（資料 6-1-②-6）でも特別研究発表会、予稿および修了論文の執筆を課している。また、学会等への外部発表を積極的に推奨しており、専攻科では、平成 25 年度には電子機械工学専攻で 34 件、環境建設工学専攻で 6 件の発表が行われている（資料 6-1-②-7）。

なお、卒業（修了）証書授与式等において、優秀学生及び各種コンテストにおいて優秀な成績を収めた学生に対して表彰している（資料 6-1-②-8,9）。

（分析結果とその根拠理由）

学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに配置された授業科目の単位取得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況、あるいは準学士課程・卒業研究、専攻科課程・特別研究、卒業制作などの内容・水準および各学年や卒業（修了）時において学生が身に付ける学力や資質・能力について、学校としてその達成状況を評価した結果から判断して、教育の成果や効果が十分に上がっている。

**観点 6-1-③： 教育の目的において意図している養成しようとする人材像等について、就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。**

（観点到係る状況）

本校では、本科卒業生は約 60%が就職し、約 40%が進学しており、就職率（就職者数／就職希望

者)および進学率(進学者数/進学希望者数)は共に非常に高い値で推移している(資料6-1-③-1)。なお、一部年度で、進学希望から就職希望に進路変更があったため進学率が低下しているが、最終的には希望就職先に就職している。就職先(資料6-1-③-2)を産業別に分類すれば(資料6-1-③-3)、各学科の養成する人物像や専門性が活かされる職種である。また、進学先(資料6-1-③-4)も、各学科の養成する人物像や専門性が活かされる本校専攻科および大学である。

専攻科修了生は約75%が就職し、約25%が進学しており、進学率(就職者数/就職希望者)および進学率(進学者数/進学希望者数)は共に非常に高い値で推移している(既出資料6-1-③-1)。就職先(資料6-1-③-5)および進学先(資料6-1-③-6)は各専攻の養成する人物像や専門性が活かされる進路先である。就職先を地域別に分類すれば、専攻科修了生は北陸地区すなわち地元へ就職する割合が高い(資料6-1-③-7)。

卒業(修了)生の進路状況は、本校の養成する人物像と一致しており、教育成果や効果が上がっていることを示す。

(分析結果とその根拠理由)

卒業(修了)後の進路先は、学生が希望する企業や大学で、教育の目的において意図する能力を十分に活用できる企業や大学であり、進学率および進学率は共に非常に高い値で推移している。この観点から、教育の目的において意図している養成しようとする人物像等について、就職や進学等の卒業(修了)後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

#### 観点6-1-④： 学生が行う学習達成度評価等、学生からの意見聴取の結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

(観点に係る状況)

本校では、卒業(修了)時に卒業(修了)生に対しては、卒業(修了)時に身に付けるべき学力や資質・能力について、学習目標達成度調査(資料6-1-④-1,2)を毎年実施している。これにより、学校としての学習達成度の年次推移を把握できる体制となっている。

卒業生の分析結果(資料6-1-④-3)から、卒業生は、概ね高い評価をしている。特に、建築学科卒業生では、準学士課程の卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力1について、4点満点評価中、3点以上と高い評価をしている。

修了生の分析結果(資料6-1-④-4)から、修了生も、概ね高い評価をしている。特に、電子機械工学専攻では、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力BおよびEについて3点以上と高い評価をしている。また、環境建設工学専攻修了生では、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力AおよびEについて3点以上と高い評価をしている。修了生全員についても、A、BおよびEの評価は3点以上と高い。

(分析結果とその根拠理由)

学生が行う学習達成度調査の達成状況の結果、準学士課程および専攻科課程ともに、卒業(修了)時に身に付けるべき学力や資質・能力の達成度は、4点満点評価中、全体平均で2.7点以上の評価が得られていることから、学校の意図する教育の成果や効果が上がっている。

観点6-1-⑤：卒業（修了）生や進路先等の関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果等に関する意見を聴取する等の取組を実施しているか。また、その結果から判断して、教育の成果や効果が上がっているか。

（観点に係る状況）

本校では、卒業（修了）生に対して、学校として明確にしている卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について、どの程度身に付いているかを中心にアンケート調査を実施している（既出資料 6-1-④-1, 2）。このほか、卒業（修了）生の就職先企業および進路先大学に対しても、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力について、どの程度身に付いているかを中心にアンケート調査を実施している。

#### 1) 卒業（修了）生によるアンケート結果

卒業（修了）生によるアンケート結果（既出資料 6-1-④-3, 4）から、修了生は、修了時に身に付けるべき学力や資質・能力Cの「国際社会を多面的に考えられる教養と語学力を持ち、社会や自然環境に配慮できる」の語学力について、4点満点評価中、2点を下まわる厳しい評価をしている。この項目以外では、卒業生および修了生は、概ね2.4以上と高い評価をしている。

#### 2) 就職先企業による卒業（修了）生のアンケート結果

就職先企業による卒業生のアンケート結果（資料 6-1-⑤-1）から、卒業生に対して高い評価を得ている。特に、準学士課程の卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力1～4については、いずれも3点以上と高い評価を得ている。

また、就職先企業による修了生のアンケート結果（資料 6-1-⑤-2）から、修了生に対しても高い評価を得ている。特に、専攻科課程の修了時に身に付けるべき学力や資質・能力AおよびCについてはいずれも3点以上と高い評価を得ている。

#### 3) 進路先大学による卒業（修了）生のアンケート結果

進路先大学による卒業生のアンケート結果（資料 6-1-⑤-3）から、卒業生に対して高い評価を得ている。特に、準学士課程の卒業時に身に付けるべき学力や資質・能力1～4についてはいずれも3点以上と高い評価を得ている。

また、進路先大学による修了生のアンケート結果（資料 6-1-⑤-4）から、修了生に対しても高い評価を得ている。特に、専攻科課程の修了時に身に付けるべき学力や資質・能力A, B, C, D, Eについてはいずれも3点以上と高い評価を得ている。

（分析結果とその根拠理由）

卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力や資質・能力や、卒業（修了）後の成果に関して、卒業（修了）生および進路先からアンケートにより意見を聴取する取組を実施しており、その結果から判断して、本校として期待する教育の成果や効果が概ね得られている。

なお、修了生によるアンケート結果では、低い評価になっている専攻科課程の修了時に身に付ける学力や資質・能力Cの語学力については、英語力向上のため、修了要件の改善を図り、TOEIC 400点

相当が必要であるとした。またDの地域の課題への積極的な対処については、地元企業への長期インターンシップ、創造工学演習における地元の課題に関する演習の導入などにより、地域の課題に積極的に関わる姿勢を持たせている。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力について、その達成状況を把握・評価できる、教育目標の達成度の評価システムが確立している。
- ・ 進級および卒業（修了）の状況は良好である。
- ・ 資格取得の状況は良好である。
- ・ 専攻科・特別研究を学会等で発表することを推奨している。
- ・ 進路先は、卒業（修了）生が希望する企業や大学で大半を占める。
- ・ 卒業（修了）生の進路先企業および大学から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力が資質および能力等に関する意見を聴取するなどの取組が実施され、進路先企業および大学から高い評価を得ている。

(改善を要する点)

- ・ 修了生に行ったアンケート結果では、学力や資質・能力Cの語学力については低い評価である改善策として、益々の英語力向上を図る。来年度から TOEIC の単位化および、全員が参加する海外研修を予定している。

## (3) 基準6の自己評価の概要

本校では、目的に沿って、学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとにその達成要件の認定に関する規定を定めて、目的に沿った形で、養成する人物像、学生が卒業（修了）時に身に付ける学力や資質・能力等について、その達成状況を把握・評価するための適切な取組が行われている。

学生が卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力ごとに配置された授業科目の単位取得状況、進級の状況、卒業（修了）時の状況、資格取得の状況、あるいは準学士課程・卒業研究、専攻科課程・特別研究、卒業制作などの内容・水準から判断して、各学年や卒業（修了）時などにおいて学生が身に付ける学力や資質・能力について、教育の成果や効果が十分に上がっている。

卒業（修了）後の進路先は、学生が希望する企業や大学であり、教育の目的において意図する能力を十分に活用できる企業や大学である。この観点から、教育の目的において意図している養成しようとする人物像等について、就職や進学等の卒業（修了）後の進路の状況等の実績や成果から判断して、教育の成果や効果が上がっている。

学生が行う学習達成度調査の達成状況を確認した結果、準学士課程および専攻科課程ともに、卒業（修了）時に身に付けるべき学力や資質・能力の達成度は、4点満点評価中、全体平均で2.7点以上の評価が得られていることから、学校の意図する教育の成果や効果が上がっている。

卒業（修了）生や進路先および大学などの関係者から、卒業（修了）生が在学時に身に付けた学力

や資質・能力等に関する意見を聴取する取組を実施しており、その結果から判断して、本校として期待する教育の成果や効果が上がっている。なお、修了生によるアンケート結果では、低い評価になっている専攻科課程の修了時に身に付ける学力や資質・能力Cの語学力については、修了要件を TOEIC 400 点相当が必要であるとし、英語力向上を図った。来年度から TOEIC の単位化および、4 年生全員が参加する海外研修を予定している。

## 基準7 学生支援等

### (1) 観点ごとの分析

**観点7-1-①：** 学習を進める上でのガイダンスが整備され、適切に実施されているか。また、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

#### 1) 学習ガイダンスの整備状況

学習ガイダンスのため、学生便覧(資料7-1-①-1)、高専生活のしおり並びに専攻科履修の手引き(資料7-1-①-2)を作成している。

#### 2) 学習ガイダンスの実施状況

準学士課程入学者に対し、高専生活のしおりと学生便覧により、学習ガイダンスを実施している。また、入学から約2週間後に1泊2日の合宿研修(資料7-1-①-3)を行い、学校生活全般の注意やミーティングを実施している。第3学年では11月に研修を行い(資料7-1-①-4)、専門分野に関連する企業見学と、専門科目に関するガイダンスを実施している。第4学年では、JABEEに対応した履修が行えるよう選択科目に関するガイダンスを開催している(資料7-1-①-5, 6)。年度当初にシラバスが配布され、学生は科目の目的、履修上の注意、学習方法などの解説を受ける。

#### 3) 自主的学習を進める上での相談・助言体制

全教員に週1回以上のオフィスアワー設定が義務付けられ、一覧表が掲示される(資料7-1-①-7, 8)。また学力向上のための特別講義が設けられており(資料7-1-①-9)、基礎となる数学の補講などを全学的取組みとして実施している。

全クラスには学級担任が配置され、業務にあたっている。第1～3学年には週1回ホームルームを設け、学業生活全般に関して指導助言を行うとともに、全学年に対して特別講義を行っている(資料7-1-①-10, 11)。教員に教員マニュアルが配布され、学級担任のクラス運営、学業生活等に関する指導方法が示されている。

専攻科では各専攻に専攻主任が配置され、専攻科履修の手引きを配布し指導助言を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

学習ガイダンスは整備され適切に実施されており、学生の自主的学習を進める上での相談・助言を行う体制も整備され、機能している。

**観点7-1-②：** 自主的学習環境及び厚生施設、コミュニケーションスペース等のキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されているか。

(観点に係る状況)

本校の自主的学習環境には、各教室をはじめ、情報処理センター、実習工場、図書館、福利厚生施設等がある(資料7-1-②-1～4)。支援施設として保健室がある。

## 1) 情報処理センターの整備と活用状況

情報処理センターの利用方法は、学生便覧（資料 7-1-②-5）及び本校 Web ページで周知しており、その活用状況の例を示す（資料 7-1-②-6）。学生の自主的利用も盛んで、学生の無線 LAN 登録台数が平成 26 年 5 月末現在 1511 台に上っている（資料 7-1-②-10）。

## 2) 実習工場および実験室等の整備・利用状況

実験室、演習室、製図室等が整備され、授業・演習や卒業研究に利用されている。また、クラスの教室は、放課後の予習・復習にも利用されている。機械実習工場は各種コンテスト参加チームや本校独特のオンリー1プロジェクト(既出資料 5-2-③-1)に活用されている（資料 7-1-②-7, 8）ほか、学生の自主的利用にも対応している（資料 7-1-②-9）。

## 3) 図書館の整備と活用状況

学生便覧（資料 7-1-②-11）及び本校Webページで利用方法を周知し、新入生オリエンテーションも実施している。図書館は約90席の閲覧および学習スペースおよび16席のマルチメディアルームを備え、自習にも活用されている。また図書検索のためのパソコンが設置されている。学生の希望図書購入も行っている。夜間・土曜日、長期休業中も開館しており活用されている（資料 7-1-②-12）。

## 4) キャンパス生活環境の整備と活用状況

福利厚生施設「養高館」が設置され、生協運営の食堂と売店を併設している（資料 7-1-②-13）。年間を通して大いに利用されている（資料 7-1-②-14）。また6号館（1・2年教室、専攻科、トライアルセンター）には2ヶ所のリフレッシュコーナー、1号館（管理棟・一般教育科棟）1階には専攻科学生室があり、図書館1階には談話室がある。さらに、1号館学生玄関には自動販売機、テーブルと椅子が整えられた休憩スペースを設けている。キャンパス内数ヶ所にベンチを設けて休憩スペースとしている。

## 5) 保健室の整備と活用状況

保健室と学生相談室が平成21年度に6号館に移され、大幅に整備された。保健室では一般的利用のほか、各年度当初に定期健康診断を行って（資料 7-1-②-15）、学生の健康状態を把握している。

（分析結果とその根拠理由）

図書館、情報処理センター、実習工場、実験室および教室等、自主的学習環境は整備されており、有効に活用されている。また福利厚生施設やコミュニケーションスペースなどキャンパス生活環境等が整備され、効果的に利用されている。保健室も有効に機能している。

**観点7-1-③：** 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されているか。また、資格試験や検定試験の受講、外国留学のための支援体制が整備され、機能しているか。

（観点に係る状況）

本校では、オフィスアワー、授業アンケート、担任との面談等により学習支援に関する学生のニーズを把握している。

## 1) 学習支援に関する学生のニーズを汲み上げる制度

全教員が週1回1時間以上のオフィスアワーを設定しており、学生はこれを利用して授業内容の理解を深め、資格または検定試験に関する情報やその対策についてのアドバイスを受けている。また、学生に対してオフィスアワーを利用してわからなかった点や疑問点を教員に尋ねるよう指導し、教員の側にもその機会を学生の学習支援のニーズを把握するよう促している(資料 7-1-③-1)。本科における保護者への成績報告や担任との面談も学生の学習支援のニーズ把握の有力な手段となっている(既出資料 7-1-①-7, 8)。さらに年に2回行われている授業評価アンケートによって、授業に対する様々なニーズを直接知ることができる(資料 7-1-③-2, 3, 4)。

また19年度、学生のみならず教職員全般の意見を集めるためにオピニオン・ボックス設置が決定し(資料 7-1-③-5)、現在運用中である。

## 2) 資格試験や検定試験に対する支援体制とその活動状況

学年ごとに段階的に TOEIC IP の団体受験を行っている(資料 7-1-③-6)。希望者には個別指導も行っている。また図書館に TOEIC に関する補助教材を配備し、情報処理センターに TOEIC 対策のソフトウェアをおいて学習を支援している(資料 7-1-③-7)。

資格試験に関しては、各学科がその資格の種類・難易に応じた支援体制をとっている。たとえば電気工事士技能試験に関しては、ガイダンスを行っているほか、実技指導も実施している。建築士資格については、受験指導の一環として授業の教育内容を改善して支援に努めている(資料 7-1-③-8)。

## 3) 外国留学のための支援体制

外国留学、特に語学留学を希望する学生に対して、留学先で取得した単位を本校での履修に振り替えることで、留学が学年修了または卒業に可能な限り支障がないように配慮している(資料 7-1-③-9, 10)。また、中国杭州職業技術学院、大連職業技術学院、大連工業大学との学術交流協定締結により学生の海外研修先の選択先を増やしている(資料 7-1-③-11)。留学に向けて短期の海外研修体験を奨励している(資料 7-1-③-12)。

(分析結果とその根拠理由)

学生のニーズを適切に把握するとともに、資格試験や検定試験、外国留学のための支援体制が整備され、機能している。

**観点7-1-④：** 特別な支援が必要と考えられる学生への学習支援体制が整備されているか。  
また、必要に応じて学習支援が行われているか。

(観点に係る状況)

本校には、特別な学習支援が必要な者として、留学生、編入学生が在籍する。

## 1) 留学生に対する支援状況

留学生に対しては、個別に指導教員および同級生によるチューター制度を導入し(資料 7-1-④-1)、授業内容を理解するために必要な基礎学力を養うとともに、第3学年までに修得すべき専門科目を履修させるため、特別なカリキュラムが編成されている(資料 7-1-④-2)。チューターと留学生、

関係教職員との意見交換会を年1回実施している。また留学生生活ガイドブック（日英語併記）を発行し、生活支援に効果を上げている。専門学科テキストの日英語併記版を2冊発行し、学習支援を行っている。各年度の4月と3月には日本文化体験行事を開催している。毎年、留学生による母国文化紹介の会を開催することによって日本人学生との交流を図っている（資料 7-1-④-3）。また国際交流室を設置し、日本人学生と学ぶ環境の構築に取り組んでいる。

## 2) 編入学生に対する支援状況

編入学生に関しては、入学前に複数回の登校日を設け、数学、英語、ドイツ語、および専門教科の事前指導を行っている（資料 7-1-④-4）。入学後も教科指導を随時行っている（資料 7-1-④-5）。

## 3) 障害者の受入態勢（準備状況）

障害者受け入れの準備として、構内のバリアフリー化が計画されている（資料 7-1-④-6）。

## 4) 発達障害学生に対する支援、学生の基礎学習支援

発達障害が疑われる学生については、学生相談室のカウンセラーの指導と協力により当該学生が適切な指導を受けられる体制が整っている。学生の基礎学習支援として、数学教員と専門学科が連携して補講が行われている（資料 7-1-④-7）。

（分析結果とその根拠理由）

特別な学習支援が必要な者への学習支援が整備され機能している。

## 観点7-1-⑤： 学生の部活動、サークル活動、自治会活動等の課外活動に対する支援体制が整備され、適切な責任体制の下に機能しているか。

（観点に係る状況）

### 1) クラブ活動への支援体制

クラブ・同好会ともにほぼ全教員が顧問となって、活動時の技術指導、公式試合・練習試合等引率・監督、合宿時宿直などの支援をしており、すべてのクラブ・同好会に活動場所が提供されている（資料 7-1-⑤-1～4）。運営費用は、運営費交付金、教育後援会および学生会予算の一部をあて、年度ごとに実施計画および活動報告を行って予算配分を決定している（資料 7-1-⑤-5～9）。また、部活動や課外活動に関して優秀な成績を挙げた学生や部に対し、その都度学校表彰するとともにウェブサイトや掲示板に示し顕彰している。卒業式にも学生表彰規程により、模範功労者を表彰している（資料 7-1-⑤-10, 11）。

### 2) 学生会活動への支援状況

学生主事を中心とした指導教員が学生会の指導助言にあたり、学生会主催の新入生歓迎会、高専祭、文化部発表会、球技大会などにおいては事前注意・指導、準備チェック、巡回、実施時立会い等による支援を行っている。このような学校の指導・支援を受けながら適切に運営されている（資料 7-1-⑤-12, 13）。

（分析結果とその根拠理由）

課外活動等に対する支援体制が整備され、機能している。

**観点7-2-①：** 学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

1) 指導・相談・助言を行う組織体制

主として学級担任、学生支援委員会委員、看護師、学生相談室員、専門のカウンセラーがこの任にあたり、校長の命を受けた学生主事が全体を掌握している(資料7-2-①-1)。また、国立高専機構が開設しているKOSEN健康相談室では、24時間365日間電話およびWebで専門カウンセラーが相談に応じている。

2) 相談窓口の周知・案内方法

学生相談室より全教職員あてに校外の専門カウンセラーが来校する心の健康相談日をメールで通知し、学級担任には学生への周知を依頼している(資料7-2-①-2)。学生相談室および心の健康相談日の開設日時は、掲示及び本校Webページで周知を行っている(資料7-2-①-3)。KOSEN健康相談室については、相談先を記したカードを学生・教職員に配布している(資料7-2-①-4)。

3) 各種ハラスメントへの相談体制

ハラスメント防止委員会を設置しており、校長が指名する2名の外部有識者を含む委員で組織化され、校長が任命するハラスメント苦情相談員8名が任にあっている(資料7-2-①-5)。本校のSD研修会においても、数年に一度の割合でハラスメント等に関する研修を実施している(資料7-2-①-6)。

4) 経済的支援についての相談窓口

授業料免除については、学生課学生係が担当(資料7-2-①-7)し、学生便覧・掲示板・学級担任を通じて説明会開催を案内し、学生支援委員会で選考している。日本学生支援機構奨学金・石川県奨学金など各種の奨学金についても、同様に周知(資料7-2-①-8)している。以上を含む、各種の経済的支援制度については、本校Webページでも周知(資料7-2-①-7,9)している。

5) 経済的支援の実績

授業料免除及び各種奨学金による支援を行っている(7-2-①-10)。平成22年度以降の直近5年間の平均で、授業料免除採択率は75.1%である。同様に直近5年間の平均で、学生支援機構奨学金の受給者数は68名、石川県奨学生の受給者数は10名、その他奨学金の受給者数は9名であり、毎年ほぼ同様の数値である。

(分析結果とその根拠理由)

学生の生活や経済面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備され、機能している。

**観点7-2-②：** 特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあるか。また、必要に応じて生活支援等が行われているか。

(観点に係る状況)

1) 身体障害、発達障害、学習障害のある学生等、特別な支援が必要と考えられる学生の把握状況  
これらの学生の存在は、本校の保健室で把握している(訪問調査時確認資料7-2-②-1)。特別な支援が必要な学生に対しては、入学時に学校側で取るべき対応について準備を行い、就学に支障を来たすことがないように配慮を行っている。学生相談室のカウンセラーは、これらの学生への支援に対する経験がある外部専門家であり、学科主任・学級担任および教科担当教員からの相談も受け付けている。

2) 支援体制と支援の状況

特別な支援が必要な学生への支援の状況は、保健室・学生相談室の運営に係わる本校の看護師および学生相談室員が、学科主任・学級担任と情報を共有して対処にあたっている。学科主任は、校長ヒアリングにおいて、支援が必要とされる学生の状況を報告し、相談体制の整備や施設・設備面での改善の必要性についても意見具申を行っている。また、平成25年度には、FD研修会において、発達障害に対する理解と支援のあり方についての学習会を実施した(資料7-2-②-2)。

3) 配慮の具体例

支援が必要な学生への具体的対応例を述べる。現在、在学中のある学生は、入学時に配慮が必要な身体状況にあった。入学前に事前相談を行い、当該学生が玄関から教室に至るまでの経路を通行可能である教室を、ホーム教室とした。専門学科棟の階段の手すりの状況などを事前に学校側で確認するとともに、入学後に当該学生自身に移動が可能であることを確認してもらった。階段の昇り降りなど、必要に応じクラスメートが当該学生に協力を行うよう、学級担任を通じて協力要請を行った。生活動線の中での屋外階段において、当該屋外階段の屋根・手すりのほか、側面に防風雪の目的で囲いを仮設置し、階段の踏み面の積雪をできるだけ防止するよう施設改善を行った。教室棟(6号館)に隣接する1号館の一部改修を平成25年度に実施した際に、教室棟から1号館に1Fレベルで移動する動線に屋根とスロープを設けて、雨に濡れずに移動できるように配慮した(2Fはすでに段差がない渡り廊下で接続済み)。

(分析結果とその根拠理由)

特別な支援が必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことができる体制が整備されており、本観点について必要な対応が取られている。

**観点7-2-③：** 学生寮が整備されている場合には、学生の生活及び勉学の間として有効に機能しているか。

(観点に係る状況)

1) 生活の間としての状況

本校の学生寮には、全校の学生定員の3割弱にあたる270名余りの学生が入寮している。食堂(常時一日三食を提供)・入浴施設・シャワー室・談話室・補食室・自転車置き場・洗濯機/乾燥機室・自動販売機・ゴミステーションなど生活に必要な施設・設備が備えられている(資料7-2-③-1)。平成

25年度には、全居室でエアコンが利用可能となった。夜間には、当直者が置かれており、安全を確保している。

## 2) 勉学の間としての状況

部屋には、ベッド・ロッカー・机・椅子・有線ネットワークポートが各室の入居人数分備えられている。平成25年度には、全棟の無線LANのアクセスポイントを更新した。

夕食後(19:30)は食堂を間仕切りで仕切り、約60席分を消灯時間(23:00)まで学習スペースとして寮生に提供している。学習スペースを利用して、上級生が下級生の勉学を支援する寮生会の活動も実施されている(資料7-2-③-2)。休前日を除く平日には、自習時間内に2名の当直教員が、全居室の巡回を行っている(資料7-2-③-3)。

## 3) その他の指導・運営状況

中間試験後には、欠席が多い寮生・成績が思わしくない寮生・点呼状況が悪い寮生に対し面談を行い改善を促すとともに、寮生活や学習上の問題点がないかを把握して、各寮棟担当教員から寮務主事に報告を行っている。毎年、12月から1月にかけて、卒業予定の寮生を除く全寮生を対象に再入寮面接を実施(資料7-2-③-5)し、寮生活や学校の欠課状況・学業成績並びに次年度の入寮希望について面談を行い、改善すべき点を有する寮生については、注意喚起・改善勧告を行っている。

(分析結果とその根拠理由)

学生寮は、通学困難な入寮希望者全員を収容できる定員を備え、学生の生活や勉学の支援もなされている。本校の寮は、生活および勉学の間として有効に機能している。

### 観点7-2-④： 就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され、機能しているか。

(観点に係る状況)

#### 1) 進路指導状況について

職業指導および学生・卒業生の就職紹介業務の実施促進と円滑な運営を図るため、就職対策委員会が置かれている(資料7-2-④-1)。求人申し込みや大学等からの学生募集要項の受付は学生課が窓口となり、関係学科の就職担当教員(学科主任)と進学指導教員(学級担任)に送付し、応募者の決定に伴い、必要な応募書類を準備する(資料7-2-④-2)。学生募集要項については、学生課で一覧表(資料7-2-④-3)を作成し、校内の情報共有用サーバーに随時掲載している。

就職・進学に関して、学生・保護者および学校側で共通認識を持つ目的で、本科4年次学生と保護者ならびに学校側(学級担任・学科主任)の3者面談を3月に実施している。

また、進路状況の一覧表を作成し、本校Webページ(資料7-2-④-4)、石川高専だより(資料7-2-④-5)、学校要覧(資料7-2-④-6)などで学生や保護者に情報を提供している。石川県内の産業の発展のため、卒業生の県下における再就職支援活動について相互に協力し合う協定を本校と石川県が締結し(資料7-2-④-7)、再就職支援室として本校のWebページで窓口を明示し(資料7-2-④-8)、卒業生への支援を行っている。

#### 2) キャリア教育の状況について

キャリア教育の一環として、就職・進学活動を始める直前の第4学年と専攻科第1学年に対し、外部

の講師による就職対策講演会を実施し（資料7-2-④-9），さらに就職活動が始まっている時期（平成26年4月）に，第5学年に対し進路支援講演会を実施した。平成26年2月には，第3・4学年の進学希望者に対して，外部講師による大学編入学ガイダンスを実施した（資料7-2-④-10）。

本校の学生および教職員に対し，本校の技術振興交流会（160を超える会員企業・団体等が加盟）の会員企業の概要を紹介する会員企業紹介冊子を作成し，平成25年12月に配布した（訪問調査時確認資料7-2-④-11）。この冊子には，企業の概要，事業内容，本校卒業生についての情報がまとめられており，地元企業に対する理解を深める一助となっている。また，毎年1月には技術振興交流会会員企業が本校に企業紹介ブースを出展し，本科3・4・5年生および専攻科学生が各企業の技術説明を受ける企業技術説明会を開催した（資料7-2-④-12）。平成25年度には，本科の全学科において，1年次から5年次までの各段階において企業見学先などについて基本方針を規定した工場見学ポリシーを設定した（資料7-2-④-13）。

### 3) 就職や進学等の体制の機能状況について

進路状況について，本校Webページ（資料7-2-④-4），石川高専だより（資料7-2-④-5），学校要覧（資料7-2-④-6）などで公表するとともに，観点7-2-④-1で述べたように学生や保護者に情報を提供している。観点6-1-③で示したように，ほぼ100%の学生が就職ならびに大学・専攻科等へ進学している。それら就職先・進学先は，本校で学ぶ専門分野に対応した進路となっている。

（分析結果とその根拠理由）

以上より、就職や進学等の進路指導を行う体制が整備され，機能している。

## （2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

寮務委員会委員による寮での学生面談や、技術振興交流会会員企業の技術説明会などは、学生支援の一環として意欲的な取り組みである。学科主任に対する年2回の校長ヒアリングに加え，全教員の教員室を校長が訪問して実施するヒアリング（教員一名あたり30分間程度）は，教育・研究の現場で発生する課題やその対処状況を管理者が把握しようとする前向きな取り組みであると考えられる。

（改善を要する点）

校舎・キャンパスや，学生寮の生活空間におけるバリアフリー対応は，今後とも継続的な改善の努力が必要である。

## （3）基準7の自己評価の概要

仮入学及び入学後から，各学年に応じた学習ガイダンスが整備・実施されるとともに選択科目履修時にもガイダンスが行われている。オフィスアワー等により，学習を進める上での相談・助言体制が整備されている。教員マニュアルが配布され，学習に対する指導・助言方法が例示されている。

図書館，情報処理センター，実習工場，実験室および教室等，自主的学習環境が整備され，活用されている。また福利厚生施設やコミュニケーションスペースなどキャンパス生活環境等が整備され，利用されている。オフィスアワー，授業アンケート，担任や学科主任の指導などさまざまな方法を通して，学習支援のニーズを把握する体制が整えられている。学習支援に関する学生のニーズは適切に

把握されている。

TOEIC IPテストや各種資格試験の受験を奨励し、また学科単位でサポートを行っている。図書館、情報処理センターが受験のための自主学習を支援している。資格試験や検定試験、外国留学のための支援体制が整備され、機能している。留学生に関しては、教員およびチューターによる支援体制が整備されている。編入学生に関しては、入学前に登校日を設け、教科担当教員、担任による個別指導を行っている。

クラブ・同好会に関しては教員および事務職員が活動を支援している。費用や活動場所などに関しても十分に組織として整備されている。学生会に関しては、学生主事を中心とした教職員（学生支援委員会）が分担して支援している。

学生相談室・学級担任・KOSEN健康相談室などにより、学生の生活面に係わる指導・相談・助言を行う体制が整備されている。奨学金や授業料免除等の経済面に係わる支援体制について周知されており、十分な支援実績が存在する。

保健室・学生相談室において支援を必要とする学生の把握を行い、外部の専門家であるカウンセラーの支援を得て、学級担任・学科主任等に対し、指導・助言を行う体制が確立している。また、学科主任は校長ヒアリングにおいて支援が必要とされる学生の状況を報告し、相談体制の整備や施設・設備面での改善の必要性についても意見具申を行っている。FD研修会において発達障害に対する学習会を行い、支援のあり方について学んでいる。

学生寮は、通学困難な入寮希望者全員を収容できる定員を備えている。居室、自習室、談話室、学習室などにより、学生の生活や勉学の支援もなされている。寮務委員会委員や当直教職員による日常の安全管理、健康管理、厚生補導が行われるなど、良好に運営され有効に機能している。

企業等の見学・進路支援講演会等により、必要なキャリア教育を実施している。学生は、整理された進路資料を随時閲覧できる。保護者とは、懇談会等を通じて緊密に意思疎通を図っている。進路の決定に際しては、進路担当教員による学生とのきめ細かな面談指導が行われている。卒業生に対する再就職支援について、本校と石川県が協定を締結し、卒業生の相談に対応できる窓口を設けている。



## 基準 8 施設・設備

### (1) 観点ごとの分析

**観点 8-1-①：** 学校において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備が整備され、適切な安全管理の下に有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化や環境面への配慮がなされているか。

(観点到に係る状況)

本校の配置図，土地・建物面積の概況を示す。敷地総面積は124,173 m<sup>2</sup>，建物総面積は32,245 m<sup>2</sup>（必要面積は 32,556 m<sup>2</sup>）であり，教育研究を行う環境は十分に整備されている。本校の主要な施設は管理棟・一般教育科棟，機械工学科棟，電気・環境都市工学科棟，建築学科棟，電子情報工学科棟，共通教室棟，専攻科棟，トライアル研究センター・一般教育科棟（低学年棟），情報処理センター，機械実習工場，高電圧実験棟，図書館，風洞実験棟，サークル共用棟，合宿研修施設，福祉施設棟，第1・2体育館，武道場，学寮その他があり，屋外施設として陸上競技場，野球場，テニスコート，プールがあり，設置基準に謳われている必要な施設が設置されている（資料8-1-①-1～5）。各施設の教室，実験室，研究室等の配置および各施設の利用状況を資料で示す（資料8-1-①-4）。また，共通利用教室として講義中に実験実習を行うことができる in situ教室が全3室整備されている。資料（資料8-1-①-6）に示すように教室はもとより，特別教室の授業での利用頻度は非常に高い。実験設備も工学実験設備が充実している（資料8-1-①-7）。

学校全般の安全面については，安全衛生委員会による定期的な校内巡視活動により，施設設備の点検評価を行い，その結果を下に必要に応じた改善を提案し，適切な学校環境の整備に努めている（資料8-1-①-8）。また，設備利用に関する適切なマニュアルを整備している（資料8-1-①-9～10）。また，バリアフリー化にあたっては，トライアル研究センターの玄関スロープ，自動ドア，エレベーターの設置のほか，管理棟玄関及び各専門学科棟玄関のスロープ化を施している。さらに，今後校内全域の施設のバリアフリー化に関する計画を策定し，必要な予算要求を行うなどさらなる改善に取り組んでいる（資料8-1-①-11）。また，入学時における障害を持つ学生に関する情報を関係職員で共有し，支援体制を構築している。

(分析結果とその根拠理由)

本校の施設・設備については，高等専門学校設置基準において必要とされる校地・校舎・運動場等の施設および教育環境を考慮した各教室，教育用器具等の設備が全て適切に整備され，有効に活用されている。また，毎年定期的に校内安全巡視点検がなされ，常に適切かつ安全な状態に保たれている。

**観点 8-1-②：** 教育内容、方法や学生のニーズを満たす ICT 環境が十分なセキュリティ管理の下に適切に整備され、有効に活用されているか。

(観点到に係る状況)

ICT環境は情報処理センター委員会により管理運営されている（資料8-1-②-1～11）。本校では，基幹に冗長化された2Gbpsを有する校内LANシステムが整備されており，施設のほぼ全域で1Gbpsの有線LAN情報コンセントが設置されている。さらに，校内全域に無線LANアクセスポイントが設置されている。無線LANへの登録端末数は2000台以上であり，学生の利用率は非常に高い（資料8-1-②-12）。学外へは，1Gbpsの専用線でSINET4へ，100Mbpsで商用プロバイダへ接続されており，安定的なインターネット接続環境を実現している。

情報処理教育を支援するため、40名程度が利用可能な学内共同情報処理演習室が4箇所整備されており、授業における演習室の利用率は66%以上、自学自習のために確保した時間を含めるとその利用率は80%以上と非常に高い。さらには、各専門学科においても、小規模演習室が整備されており、実験実習などで利用されている（資料8-1-②-1～6）。

セキュリティに関しては、本校情報処理セキュリティポリシーに則って、接続PCのハードウェア認証、ユーザ認証を組み合わせ、部外者や持ち込みPCのネットワーク利用に制限を加えている。また、本校学生にはセキュリティに関する冊子を配布し、情報セキュリティに関する啓蒙活動を不断に行っている（資料8-1-②-7～9, 13～15）。毎年、卒業生に満足度アンケートを実施し、情報処理センター運営に役立っている（資料8-1-②-16～18）。

（分析結果とその根拠理由）

4つの学内共用情報処理演習室が整備され、ICT利用環境が整っている。また、十分なセキュリティ管理の下、学生の学内ネットワークへの接続がサポートされている。セキュリティ教育も積極的に取り組んでいる。

#### 観点 8-2-①： 図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

（観点に係る状況）

本校図書館には、自然科学や工学をはじめ、人文、歴史などの図書や学術雑誌を収集し管理している（資料8-2-①-1～5）。開架閲覧室は、平日は8:30から20:00まで、土曜においては12:30から16:30まで開館している。図書は図書館選定分（学生の希望図書を含む）の他、一般教育科と各専門学科へ推薦を依頼し、購入されたものである。図書館備え付けの図書購入については図書館委員会で審議の上、購入計画を策定している。

図書館ホームページでは、新着図書案内や各種行事の案内などを公開し、またインターネット経由で蔵書検索や文献等の検索もできるよう整備している。教職員は、図書購入、文献複写依頼などもホームページから行うことができ、利便性を図っている（資料8-2-①-6～16）。

また、電子ジャーナルを積極的に導入しており、AIP/APS、SDを継続購入、平成26年度においては約2300タイトルの電子ジャーナルを利用することができる。また、データベースはCiNii、JDream III、MathSciNet、理科年表を購入している（資料8-2-①-7）。毎年、卒業生に満足度アンケートを実施し、図書館運営に役立っている（資料8-2-①-17～19）。

（分析結果とその根拠理由）

一般図書だけでなく、各専門学科の要求を取り入れ教育研究上必要な図書の充実が図られている。また、電子ジャーナルも積極的に活用しており、研究遂行の上でのサポートも行われている。

#### （2）優れた点及び改善を要する点

（優れた点）

本校の施設・設備は施設整備委員会を中心に自己点検が行われ、常に適切な学習環境を整備し続けている。また、既存施設・設備は有効に活用されている。学内情報ネットワークに関しても、情報処理センター委員会、情報セキュリティ推進委員会を中心として十分なセキュリティ管理の下、運営が

なされている。図書館に関しても、学習に必要な図書が適切に備えられ、また利用しやすい環境を提供している。

(改善を要する点)

バリアフリー化については、キャンパス内の高低差から各棟の間に段差や急な傾斜が存在しており、さらなる改善が求められる。

### (3) 基準 8 の自己評価の概要

本校の敷地、各種施設は高等専門学校設置基準の「施設および設備等」の条件を満たしており、また本校の教育目標および教育課程に対応している。また、バリアフリーおよび環境にも配慮した構成になっている。学内ネットワークは、情報処理演習室の同時授業に堪えうる速度を有している。また、学外接続、学内接続ともに十分にセキュリティに配慮されたネットワークが構築されている。図書館についても、各専門学科の要求を取り入れ、その充実を図るとともに、電子ジャーナルを積極的に導入している。



## 基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

### (1) 観点ごとの分析

**観点 9-1-①：** 教育の状況について、教育活動の実態を示すデータや資料が適切に収集・蓄積され、評価を適切に実施できる体制が整備されているか。

(観点到に係る状況)

#### 1) データや資料の収集・蓄積状況

教務委員会の所管の下、シラバス入力システムにより担当科目のシラバスが作成され、Webページ上で公開されている(資料9-1-①-1)。冊子体のシラバスは、学生および教職員に配布し、図書館にも配架する。授業科目に関するエビデンスは、JABEE部会およびFD委員会が所管し、エビデンス収集指針(資料9-1-①-2)に基づき各教員において収集・保管・ファイリングを行うこととなっている。

#### 2) 教育活動の評価が適切に実施できる体制と責任の所在

将来構想計画委員会が各種の評価を行うが、資料 9-1-①-4下部の表に示した分掌により、中期計画・評価部会、点検評価部会、JABEE部会、及びFD委員会、教員間ネットワーク委員会が分担して担当している(資料9-1-①-4~9)。

(分析結果とその根拠理由)

シラバス、授業科目に関するエビデンスが収集・蓄積されており、評価を適切に実施できる体制が整備されている。

**観点 9-1-②：** 学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われているか。

(観点到に係る状況)

#### 1) 学校の構成員(教職員及び学生)の意見の聴取状況

学生による授業アンケートはFD委員会が実施し、結果は教務係が保管するとともに、学内の情報共有サーバに掲載(資料9-1-①-3)され、科目ごと、学科ごと、クラスごと等、様々な切り口で閲覧可能となっており、各学科主任並びに各担当教員にフィードバックされている。本科卒業予定者および専攻科修了予定者については、学習目標の達成度や、本校での学生生活に関する満足度を問うアンケートを毎年実施している(既出資料6-1-④-1,2)。全教員に対し校長ヒアリングが実施されている(資料9-1-②-1)。

#### 2) 学外関係者(中学校関係者, 就職先関係者, 進学先関係者, 保護者, 卒業生など)の意見の聴取状況

本校の本科卒業生ならびに専攻科修了生へのアンケートを2年に一回実施している(既出資料 6-1-④-1,2)。同時に、本科卒業生と専攻科修了生の就職先企業に対してもアンケートを実施している(既出資料6-1-⑤-1,2)。平成25年度からは、本科卒業生および専攻科修了生の進学先の大学・大学院に対してもアンケートを実施した(既出資料6-1-⑤-3,4)。

本校に対する外部評価として、外部から運営諮問会議委員を委嘱し(資料9-1-②-2)、運営諮問会議を毎年実施している。評価結果は、「石川工業高等専門学校の課題 外部評価報告書」として報告書(訪問審査資料9-1-②-3)にまとめ、評価が悪かった点について各部署・各教員が認識し、日常業

務の中で改善を図ることを企図した。平成26年3月に実施した運営諮問会議では、50項目を超える評価項目について詳細な数値データを含む資料を提示し、本校独自の視点からの評価を含めるように工夫している（資料9-1-②-4）。

在校生の保護者を対象に石川・富山県内の計5会場において地区別懇談会を毎年開催している（資料9-1-②-5）。全クラスにおいて、学級担任と保護者の個別面談を行う保護者懇談会を開催している（資料9-1-②-6）。

### 3) 自己点検・評価は教育活動報告にとどまらず、その活動を評価しているか。

「石川工業高等専門学校の課題 外部評価報告書」（既出資料9-1-②-3）の外部委員による評価項目には、第7章「教育の質の向上のためのシステム」が含まれており、自己点検・評価の活動自体も評価対象となっている。

（分析結果とその根拠理由）

学校の構成員及び学外関係者の意見の聴取が行われており、それらの結果をもとに教育の状況に関する自己点検・評価が、学校として策定した基準に基づいて、適切に行われている。

**観点 9-1-③： 各種の評価の結果を教育の質の向上、改善に結び付けられるような組織としてのシステムが整備され、教育課程の見直し等の具体的かつ継続的な方策が講じられているか。**

（観点に係る状況）

#### 1) 教育の質の向上、改善に結びつけるシステム

Plan-Do-Check-Actionの一連のプロセスを経て教育点検および教育改善を行う「教育点検改善システム」が整備されている（資料9-1-③-1）。校長が所掌する将来構想計画委員会には、観点9-1-①で示した関連3部会2委員会が置かれており、自己点検評価を継続的に実施している。将来構想検討委員会が果たすCheck機能の結果を受けて、校長が所掌する総合企画会議がActionに相当する機能を果たしている。総合企画会議構成員である副校長・主事の下で、各種の委員会がPlan機能を果たしている。各委員会での審議結果は、運営会議で審議され、教員会議での調整と周知を経て、教員・事務員による教育・研究・地域連携等の業務の実施（Do機能）に反映されている。

運営諮問会議や、卒業生・修了生の就職先企業・進学先の大学等ならびに卒業生は、本校に対する外部評価の役割も果たしている。これらの外部評価機関・企業・個人等は、将来構想計画委員会ならびに総合企画会議をチェックする機能も果たしている。

#### 2) 具体的・継続的改善の例

点検評価部会におけるCheck機能の一環として、平成25年度からは、授業方法改善のためのアンケートを実施する際に、学習目標の達成度を問うアンケートを併せて年1回実施することとした。このアンケートについては、必要性や点検項目を点検評価部会で検討し、FD委員会に依頼して実施した。

また、本科卒業生と専攻科修了生の就職先企業に対してもアンケートを実施しているが、平成25年度からは、本科卒業生および専攻科修了生の進学先の大学・大学院に対してもアンケートを実施することとした。これらは、収集すべき資料やチェック項目を拡大することが必要との判断が点検評価部会でなされたことを反映している。

それらの結果を踏まえ、点検評価部会からの改善依頼として、平成26年度第1回将来構想計画委員会の開催を依頼した。この委員会においては、アンケート結果（既出資料6-1-④-3,4）（既出資料6-1-⑤-1,2）（既出資料6-1-⑤-3,4）等を報告した。修了生に行ったアンケート調査結果では、語学力に対しては他のアンケート項目に比べて評価が低く、今後改善を行う必要性の指摘がなされた（資料9-1-③-2）。

### 3) 外部評価結果で教育の状況に関して指摘された事項に対する改善状況

平成25年3月に開催された運営諮問会議では、平成24年度の本科卒業生が194名であり入学定員の200名に対して十分な人数と言えるが、留年者数・退学者数の少ない学科・学年も見受けられ、早急な対策が望まれるとの指摘があった。

この指摘を受けて、総合企画会議で教務主事・学生主事に対し改善の検討が指示され、教務委員会および学生支援委員会で具体案を立案、運営会議・教員会議により、学生への教育指導をより徹底し、理解度を上げるための教育指導体制について全教員に周知がなされた。

具体的には、1・2年次学生に対して数学の演習をそれぞれ2週間に一回実施すること、授業中には携帯電話・スマートフォン等を片付けさせ授業に集中すること、定期試験の平均点が合格点に照らして極端にかたよりが生じないように点検すること、学級担任と学科主任とが意思疎通を行い、学科主任が課題を抱えた学生を把握し、必要な支援を学科として行うなど、種々の対策を実施した。卒業生数・留年者数・退学者数を数値化・グラフ化し、これまでの施策の効果を注視している（資料9-1-③-3）。

この間、数学の演習や携帯対策等については、地区別保護者懇談会等で保護者にも施策を説明するとともに、アルバイトの禁止や、低学年では特にその弊害が大きいこと等を保護者にも周知している。

（分析結果とその根拠理由）

教育点検改善システムが整備されており、各種の評価の結果を受けて、教育方法を改善する取り組みが行われている。

**観点9-1-④：** 個々の教員は、評価結果に基づいて、それぞれの質の向上を図るとともに、授業内容、教材、教授技術等の継続的改善を行っているか。また、個々の教員の改善活動状況を、学校として把握しているか。

（観点に係る状況）

#### 1) 各種評価の、個々の教員へのフィードバック体制

評価のうち学生による授業評価は、観点9-1-②で述べたように公開されている。改善状況に関してはファカルティ・ディベロップメントに関する観点9-2-①で述べる。また、校長はすべての授業評価アンケート結果を閲覧し、校長による授業参観の資料としており、学校として改善状況の把握に努めている。

#### 2) 個々の教員の授業の工夫

本校では校長裁量経費を設け、授業内容の改善、教材の開発などに対する教材開発経費によって支援を行っている（資料9-1-④-1,2）。この経費は特別教育研究経費との2本立てとなっており、ヒアリングを経て配分が決定される。次年度に校長が指定する発表会において成果報告することと

なっており、これによって各教員の教育に対する工夫等の成果が共有され、また、学校が改善状況を把握することに繋がっている。

各教員が「正規の授業における工夫や特色ある授業方法（現在も実践中のもののみ）」の申請を行うこととした。これにより教員相互の授業力のアップに供している。資料として教材の工夫により学習の定着を図った例とPBL授業により創造性を育む授業を行った授業工夫事例を挙げる（資料 9-1-④-3）。

（分析結果とその根拠理由）

個々の教員はそれぞれに授業の質の向上を図り、授業方法の改善等を行っている。特別教育研究経費、教材開発費の制度により教員の授業改善を支援するとともに、学校がその状況を把握する役割を果たしている。

**観点 9-1-⑤： 研究活動が教育の質の改善に寄与しているか。**

（観点到に係る状況）

#### 1) 専門分野の研究による教育の質の改善

専門学科における研究の成果は、自ずと卒業研究や専攻科特別研究の指導に反映していると考えられる。また、教員がそれぞれの専門分野の研究に取り組んでいることで授業に深みが生まれることは、全教員が等しく感じているところである。本校はその立場に立って、各教員の研究を奨励している。例として英語科教員が自分の研究分野を活かし教育の質の改善を行った例を示す（資料 9-1-⑤-1）

#### 2) 教育方法等の研究による教育の質の改善(教科書, 教育論文の執筆等)

教科書の執筆は専門分野の研究や教育教材の研究の成果であり、それをを用いて授業を行うことは、研究成果の授業における実践としてもっとも適切な例である。数学科の教員が共同で教科書の執筆を行った例を示す（資料 9-1-⑤-2）。学生と共著の論文発表の状況、教育学会および教育研究集会等での発表状況を資料に示す（資料 9-1-⑤-3～6）。

（分析結果とその根拠理由）

教員の研究分野を活かした卒業研究・特別研究が行われていること、教科書等の執筆状況、学生と共著の論文発表の状況、教育学会および教育研究集会等での発表状況により研究活動が教育の質の改善に寄与している。

**観点 9-2-①： ファカルティ・ディベロップメントが適切な方法で実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。**

（観点到に係る状況）

#### 1) ファカルティ・ディベロップメントの実施体制

本校のファカルティ・ディベロップメントは FD 委員会が担当し、学生による教員の評価の分析と対応、教員研修会、授業公開の活動など、適切に実施している（資料 9-2-①-1）。

#### 2) ファカルティ・ディベロップメントの実施状況（研修会, 教員相互の授業見学等）

教員研修会は毎年複数回行われている。教員研修会では、毎回テーマを限定しての問題点の発掘と改善策の検討が行われている。平成 21 年度以降に開催した研修会一覧（資料 9-2-①-2）とその成果として研修会アンケート結果（資料 9-2-①-3）を示す。また授業公開は、年に 1 回、各 1 週間の日程で行われ、その期間中は保護者への授業公開とともに、教員相互の授業公開期間ともなっている。教員相互の授業公開に参加した者は授業参観報告書を提出することとなっており、授業参観およびその報告書の作成はそれぞれに教育の質の改善に寄与している。報告書は授業担当者にも送付されるので、参観者、授業担当者ともに参考になる面が多い。報告書は学生課教務係が保管している（資料 9-2-①-4）。（参観記録は参観教員および授業担当者の氏名を削除して掲載している）

明示的な改善計画を促す取組は、学生による授業評価アンケートによるものである（資料 9-2-①-5）。授業評価アンケートは年間に 2 回（前期末および学年末）実施している。全教員は授業方法改善に関する記録（資料 9-2-①-6）を年度始めに提出することになっており、各教員の前年度の振り返りと次年度の取り組みについてまとめの一助となっている。平成 19 年度まで授業評価が一定の基準に満たないものについて、授業改善計画書の提出と授業見学・報告書の提出を義務付けていた（資料 9-2-①-7）。平成 20 年度より、授業評価の内容に関係なく、全教員が授業方法改善に関する記録を提出することとした。その結果、一定の基準に満たないもの（5 段階評価の 2.5 以下）の減少が顕著である（資料 9-2-①-8）。

（分析結果とその根拠理由）

本校の教育活動の改善に資するファカルティ・ディベロップメントが、継続的に実施されている。

**観点 9-2-②： 教育支援者等に対して、研修等、その質の向上を図るための取組が適切に行われているか。**

（観点到に係る状況）

本校の教室系技術職員を統合した組織として、平成 20 年度に、「技術教育支援センター」が発足した。主な業務は、正課の学生の実験・実習、演習及び卒業研究の技術指導、教員の教育研究活動への支援、公開講座、体験入学等学外者を対象とした学校行事の支援等であるが、技術職員の技術の継承および向上のための技術研修等の企画・実施に関することも担っている（資料 9-2-②-1）。

技術職員の研修活動として、校内技術職員研修のほか、東海北陸地区国立高専技術研修、東海北陸地区国大学法人等技術職員合同研修、国立高専機構技術職員特別研修会などの研修活動にも、積極的に参加して技術の研鑽を積んでいる（資料 9-2-②-2）。

さらに競争的資金による研究活動においては、校内の校長裁量経費（特別教育研究経費・教材開発経費）に毎年数件が採択されている。科学研究費補助金（奨励研究）にも、積極的に応募し毎年採択されている（資料 9-2-②-3）。事務職員の研修活動の例として平成 25 年度に事務職員が参加した研修会一覧を示す（資料 9-2-②-4）。

（分析結果とその根拠理由）

教育支援者等に対して研修等、その質の向上を図るための取組が適切に行われている。

**（2）優れた点及び改善を要する点**

（優れた点）

- ・ 特別教育研究経費，教材開発経費の制度があり，学校として教育能力の向上や，各教員の教育の状況を学校が把握することに寄与している。
- ・ ファカルティ・ディベロップメントの一環である授業評価アンケートによる授業改善の効果が著しい。

(改善を要する点)

- ・ 特になし。

### (3) 基準 9 の自己評価の概要

教育活動の実態を示すデータや資料は，授業の計画と実施に関するもの(シラバス，成績評価資料など)，学生の活動に関するもの(課外活動，進路状況など)，教員に関するもの(授業評価アンケート，研究活動など)，学校の体制に関するもの(教育課程，入学試験など)と分類され，それぞれの性質に応じて学生課教務係及び学生係，総務課企画・地域連携係を中心に，定められた部署が収集保管している。また，収集・蓄積されたデータや資料に基づき，様々な視点から教育活動の実態を適切に評価できる体制が整備されている。

学生の意見聴取は，「授業方法改善のためのアンケート」として毎年 2 回全ての科目について実施されている。また，アンケートの集計結果は各教員にフィードバックされ，授業方法を改善している。学生の満足度調査，卒業生や進路先の企業からの意見の聴取なども定期的に行い，集計結果は自己点検評価報告書で公開するなどして，情報開示にも積極的に取り組んでいる。

各種の評価を教育の質の向上に結びつけるシステムは将来構想計画委員会各部会，将来構想計画委員会，総合企画会議という一連の流れがそれに相当する。また，学生による達成度評価による教育の見直しも行われている。

個々の教員はそれぞれに授業の質の向上を図り，授業方法の改善等を行っている。本校には特別教育研究経費，教材開発費の制度が敷かれ，その応募状況も活発である。これらの制度は，教員の授業改善を支援するとともに，学校がその状況を把握する役割を果たしている。その報告会も行われ，それに伴って，それぞれの授業の工夫や開発した教材などを収集する体制が整いつつある。

教員の研究分野を活かした卒業研究・特別研究が行われていること，教科書等の執筆状況，学生と共著の論文発表の状況，教育学会および教育研究集会等での発表状況が示されている。

ファカルティ・ディベロップメントはFD委員会が中心となって行っており，その主な活動は，FD研修会の開催，学生による授業評価アンケートとそのフィードバック，公開授業とそのフィードバックなどである。これらは組織として実施されており，その一環である授業評価アンケートに基づいて各教員が授業を改善していくシステムが整っており，その改善効果も著しい。

教育支援者たる技術職員に対する研修に関する体制として「技術教育支援センター」が明確に位置づけられている。また，教育支援者たる技術職員および事務職員に対して研修が実施されている。

## 基準10 財務

### (1) 観点ごとの分析

**観点10-1-①：** 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行できる資産を有しているか。  
また、債務が過大ではないか。

(観点に係る状況)

本校における教育研究活動を安定して遂行するために、平成16年4月の独立行政法人化に伴い必要な資産を国から継承している。

平成26年3月末現在におけるその資産現在高は、資料(資料10-1-①-1)のとおりである。

また、貸借対照表(資料10-1-①-2)に示すとおり運営費交付金等の範囲内で運営しており債務はない。

(分析結果とその根拠理由)

資産現在高で示すように、本校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために必要な資産を有している。

また、長期又は短期の借入金はなく、貸借対照表に示すように健全な運営をしている。

**観点10-1-②：** 学校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

(観点に係る状況)

本校の経常的収入は、「運営費交付金等」「授業料・入学料・検定料」及び「外部資金等」に分類される。「外部資金等」は、共同研究、受託研究、受託試験、寄附金、科研費等からなる。

「授業料・入学料・検定料」は、収入の状況(資料10-1-②-1)に示すように過去5年間の平均で約2億7,000万円である。一方、「外部資金等」は、約5,800万円である。

(分析結果とその根拠理由)

以上のことから、経常的収入の合計は、本校の目的に沿った教育研究活動を安定して遂行するために継続的に確保されているといえる。

授業料・入学料・検定料については、入学定員を充足していること等から安定した収入が確保されている。

一方、受託・共同研究、受託試験、寄附金、科研費等の外部資金等は、年度ごとに変動はあるものの、安定した収入が確保されている。なお、今後、経常的収入を安定して確保するよう努める必要がある。

**観点10-1-③：** 学校の目的を達成するために、外部の財務資源の活用策を策定し、実行しているか。

(観点に係る状況)

本校では、運営費交付金や授業料収入等による経常的収入の他に、中期目標・中期計画を踏まえて、共同研究、受託研究、奨学寄付金、科研費等の外部資金の獲得に積極的に取り組み、自己収入

の増加を図っている。なお、これにより得られた間接経費は水道光熱費、施設整備を中心に校長の判断により、適切かつ有効に執行することとしている。

(分析結果とその根拠理由)

中期目標・中期計画を踏まえて、共同研究、受託研究、奨学寄付金、科研費等の外部資金の獲得に積極的に取り組んでいる。特に科研費にあつては、件数、金額とも多く、目的を達成するための方策が的確になされていると言える。

**観点 10-2-①： 学校の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されているか。**

(観点に係る状況)

独立行政法人国立高等専門学校機構の中期目標、中期計画及び本校の教育研究活動上の目標・目的を達成するための財務上の基礎となる予算は、校長のリーダーシップのもとに定められた予算編成方針(資料10-2-①-1)に基づき、各収入財源額を適切に見極めた上、教育研究目的を達成するために効果的な配分を行っている。(資料10-2-①-2)

その予算は総合企画会議及び運営会議において審議・決定されたのち、各学科主任、事務部長を通じて全教職員に公表・明示される。(資料10-2-①-3)、(資料10-2-①-4)

また、その際には、本校の教育研究活動上の目的を達成するための予算であること、さらに有限な資源であるため適切・効率的な執行に努める必要があることの周知・徹底を図っている。

(分析結果とその根拠理由)

本校においては中期目標、中期計画を達成するための基盤となる予算について、適切な収支バランスの把握のもと総合企画会議及び運営会議で活発に審議し、関係者に予算の面からも学校の活動方針を明示しているところである。

その方針の明示、財務上の裏づけのもと、着実に本校の目的・目標が達成されている。

以上のことから、本校においては、適切な収支に係る計画等が策定され、関係者に明示されている。

**観点 10-2-②： 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。**

(観点に係る状況)

本校の予算については、総合企画会議等で協議し、それに基づき予算を配分し予算の範囲内で執行を行っている。支出については、財務会計システムで一元管理されている。(資料10-2-②)

(分析結果とその根拠理由)

収支については、財務会計システムで一元管理されており、収入に基づき予算を配分し、予算の範囲内で執行を行っているため、支出超過となっていない。

**観点 10-2-③：** 学校の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む）に対し、適切な資源配分がなされているか。

（観点に係る状況）

本校における教育研究活動予算については、本校の目的・目標を最も効果的に達成するために、校長が決定した予算編成方針により配分計画案を作成し、総合企画会議及び運営会議にて審議のうえ決定している。

本校の教育研究活動の目的・目標を効果的に達成するための予算である「校長裁量経費」はその最も顕著なものであるが、その主なものには「特別教育研究経費」及び「教材開発経費」があり、教員及び各学科等への公募により、校長及び副校長が審査・配分決定を行う等、適切かつ競争的な環境のもとに学校の目的を達成するための資源配分を行っている。（参考：資料10-2-③-1 特別研究費の募集要領）

また、施設・設備の整備についても、学校の目的を達成するために必要不可欠なものであるため、運営費交付金による財源を有効に活用しているが、比較的大規模・高額なものについては概算要求を行い、補助金等にも積極的に応募し、その獲得整備に努めている。

（分析結果とその根拠理由）

予算については、校長のリーダーシップのもとに配分案が策定され、総合企画会議及び運営会議で審議のうえ適切な資源配分がなされている。

**観点 10-3-①：** 学校を設置する法人の財務諸表等が適切な形で公表されているか。

（観点に係る状況）

本校の財務活動を示す財務諸表等は、高専機構共通の財務会計システムにより、また、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第43条、第44条（資料10-3-①-1）及び独立行政法人国立高等専門学校機構会計事務取扱規則17条、18条、19条、20条（資料10-3-①-2）の規定に基づき作成している。

その財務諸表等は、機構理事長に提出し、機構全体として財務諸表等を作成し、主務大臣に提出され公表されることになっている。

（分析結果とその根拠理由）

機構本部に本校の財務諸表を提出し、適切な形で公表されている。

**観点 10-3-②：** 財務に対して、会計監査等が適正に行われているか。

（観点に係る状況）

本校においては、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則第45条（資料10-3-②-1）の規定に基づいて、内部監査要領等（資料10-3-②-2、資料10-3-②-3）を策定し、会計経理についての内部監査、物品検査等を定期的の実施してその実態を把握することにより、適正かつ効率的に財務処理を行う体制を整えていた。

しかしながら、平成24年度の会計検査院実地検査で、翌年度納入（※1）、前年度納入（※2）のほ

か、必要な手続きを経ることなく物品を処分していたことを指摘され、平成25年11月に公表された平成24年度決算検査報告において指摘事項として掲記された。

このことを受けて、不適切な会計処理防止の観点から、発注担当係の職員が納品検収を行うことを禁止するなど納品検収体制を強化するとともに、平成25年度には、取引業者に対しても高専機構の会計規則等を理解していただくため、公的研究費使用に関するマニュアルを配布し、併せて不適切な契約を行わない旨の誓約書を提出していただいた。さらに、監査の強化として、取引業者から売掛台帳の提出を依頼し、本校の会計書類との突合を行った。

なお、物品管理に関しては、同じく平成25年度に平成23年度以前に取得した10万円以上の備品及び償却資産の悉皆検査を実施している。

※1 物品が翌年度に納入されているのに、関係書類に実際の納品日より前の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの。

※2 物品が前年度に納入されていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載することなどにより、物品が現年度に納入されたこととして代金を支払っていたもの。

(分析結果とその根拠理由)

本校の会計監査等は、毎年12月頃に高専相互会計内部監査を実施し、平成23年9月に機構本部による監事監査及び内部監査を実施している。さらに本校職員による監査として、毎年、公的研究費を対象とした会計経理についての監査及び物品検査を行っている。

なお、平成25年度からは、前述のとおり取引業者から売掛台帳の提出を依頼し、本校の会計書類との突合を行う等、監査の強化を図っている。

以上、会計検査院から不適正な経理として指摘された事項を踏まえ、会計処理の見直しを図るとともに、監査についてはその内容を強化していることから、本校の財務活動に対して会計監査等が適正に行われるよう改善されているといえる。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

- ・ 教育研究活動を安定して遂行するために、外部資金の獲得にも積極的に取り組んでおり、その成果が見られる。
- ・ 校長裁量経費の主なものとして「特別教育研究経費」及び「教材開発経費」があり、教員及び各学科等への公募により、校長及び副校長が審査・配分決定を行う等、適切かつ競争的な環境のもとに資源の配分を行っている。

(改善を要する点)

- ・ 特になし

## (3) 基準10の自己評価の概要

本校では、教育研究活動を安定して遂行するために必要な資産を有しており、「授業料・入学料・検定料」収入と年度ごとに変動はあるものの「外部資金等」収入、更に「運営費交付金等」を加えた経常的収入については、継続的に確保されている。

財務上の基礎となる予算については、適切な収支バランスの把握のもと総合企画会議及び運営会議で活発に審議し、関係者に明示している。また、収支については、財務会計システムで一元管理されており、収入に基づき予算を配分し、予算の範囲内で執行を行っているため、支出超過となっていない。さらに、教育研究活動の目的・目標を効果的に達成するために校長裁量経費を設け、その内容の主なものとして「特別教育研究経費」及び「教材開発経費」があり、教員及び各学科等への公募により、校長及び副校長が審査・配分決定を行う等、適切かつ競争的な環境のもとに資源の配分を行っている。

財務諸表等については、機構本部に提出し、適正な形で公表されている。また、機構本部による監事監査及び内部監査等、財務に対しての会計監査等が適正に行われている。



## 基準11 管理運営

### (1) 観点ごとの分析

**観点11-1-①：** 学校の目的を達成するために、校長、各主事、委員会等の役割が明確になっており、校長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える態勢となっているか。

(観点に係る状況)

本校では、校長のリーダーシップの下、教育、研究、地域連携ならびに学校運営等に関する重要事項を立案、検討できるよう、必要に応じて校長の代理を務める副校長（管理運営担当）、副校長（地域・国際連携担当）を置き、併せて各種の学校運営を掌理する教務、学生、寮務、図書情報の各主事を配置している（資料11-1-①-1, 2）。副校長および各主事の下には、それぞれが分掌する委員会が置かれ、各委員会規程によりその役割が定められている（資料11-1-①-3）。校長のリーダーシップのもと総合企画会議で検討された事項は、各委員会等の審議を経て運営会議（構成員は総合企画会議構成員及び各学科主任）で決定し、教員会議や各学科会議で周知されて、円滑に実行に移されている。

(分析結果とその根拠理由)

校長、副校長、各主事及び委員会等の役割は学則等で明確に定められている。重要な管理運営事項については、定期的で開催している総合企画会議や運営会議で検討される。具体的な事案は各委員会の審議を経て、運営会議で決定される。その結果は各学科、委員会を通して教員に周知され共有される。したがって、校長のリーダーシップの下で、学校の目的を達成するために効果的な意思決定及び実行ができる態勢となっているといえる。

**観点11-1-②：** 管理運営の諸規程が整備され、各種委員会及び事務組織が適切に役割を分担し、効果的に活動しているか。また、危機管理に係る体制が整備されているか。

(観点に係る状況)

本校には管理運営のために、副校長及び各主事が所掌する各種委員会が組織されている（資料11-1-②-1）。これらの委員会には、一般教育科および専門学科から選出された委員と、さらに関係する事務組織からも委員が参画している（資料11-1-②-2）。重要な委員会においては、毎月定例の会議を開催している。また委員会は運営会議の決定事項を承けてこれを実行する役割も果たしている（資料11-1-②-3～5）。

本校の事務部門は、総務課および学生課との2課体制であり、事務部長の指揮監督のもと学校の管理運営に参画している。定例会議の運営や予算の適切な執行等にあっては、教職員間の密接な連携を保っており、迅速かつ効果的な対応が図られている。

また、教員の教育補助を担う技術職員については、校長の下に、技術教育支援センターが設置され、独立した組織として教育や実習補助、地域連携活動などの実施にあたっている。センターの長には副校長（管理運営担当）があたっている（資料11-1-②-4）。

危機管理については、迅速かつ適切にインシデントに対応できるよう、「危機管理規程」に基づき、校長の下に危機管理室を置き、危機管理に係る事態に対して、組織的にかつ的確に対処できるよう体制整備を行っている。また、様々な事象による危機に教職員個人が的確に対応できるよう「危機管理マニュアル」を整備し、教職員に配布している。危機管理マニュアルは、不断に見直しを図っている（資料11-1-②-5～10）。

(分析結果とその根拠理由)

本校の管理運営に関する各種委員会等は、その趣旨、目的、組織等が規程に明記され、適切な役割分担と責任体制が確立し、効果的に活動している。事務組織は、事務部長の下、事務分掌に従い、組織間の意思疎通と連携を保ち、効率的な管理運営を行っている。さらに、事務職員が関わる必要のある委員会には構成員として加わるなどして学校運営に参画し、適切に役割を分担し効果的に活動している。

危機管理体制については、迅速かつ的確に対応するために危機管理マニュアルを定めるとともに、危機管理室を設置し、危機管理に係る事態に迅速な対応ができる体制を整えている。

**観点11-2-①： 自己点検・評価が学校として策定した基準に基づいて高等専門学校の活動の総合的な状況に対して行われ、かつ、その結果が公表されているか。**

(観点に係る状況)

本校の目的を達成するため、国立高等専門学校機構本部が策定した中期計画及び年度計画に対応した本校独自の中期目標・計画を策定しウェブページで公表している。さらに、その達成状況について年度ごとに自己点検を行っている(資料11-2-①-1)。また、5年毎にその結果を『明日へ向けてー自己点検評価報告書ー』として報告し、関係機関に配布、さらには本校ウェブページにて公開している(資料11-2-①-2～5)。

(分析結果とその根拠理由)

中期目標・年度計画を定め、それをウェブページにて公開している。また、学校独自で5年毎に、各学科、各種委員会、センター、事務部等で自己点検を行い、その結果をウェブページで公開している。したがって、自己点検が適切に行われ、外部公表が行われているといえる。

**観点11-2-②： 自己点検・評価の結果について、外部有識者等による検証が実施されているか。**

(観点に係る状況)

広く外部有識者から意見を求めるために、運営諮問会議を設置している(資料11-2-②-1)。運営諮問会議においては、事前に示した本校の自己点検評価書及び諮問会議での説明を承けて、委員から問題点や改善点などの提言を得ている。運営諮問会議での提言は運営諮問会議の報告書にまとめ教職員全体で、その情報を共有している(資料11-2-②-2～3)。

(分析結果とその根拠理由)

自己点検・評価の結果は運営諮問会議で評価されており、外部有識者による検証が実施されているといえる。

**観点11-2-③： 評価結果がフィードバックされ、高等専門学校の目的の達成のための改善に結び付けられるようなシステムが整備され、有効に運営されているか。**

(観点に係る状況)

本校では、過去6回の自己点検評価報告書『明日へ向けて』をその都度、全教職員に配付し、評価結果をフィードバックしている(資料11-2-③-1～4)。

また、平成 25 年3月に作成した『自己点検・評価報告書』は、前回(平成 23年度)の自己点検・評価時の課題と改善への取組を基に、本校の活動を現状分析し、課題と改善への展望を示す形で評価結果をまとめている。また、自己点検・評価による指摘事項は、随時、総合企画会議あるいは運営会議にて報告され、学校運営へフィードバックされている。具体的なフィードバック事例を以下に示す。

#### 【教員業績のWeb公開について】

平成24年度までは、本校教員の教育研究業績は、石川高専紀要や各種刊行物および各学科ウェブページ、研究室個人ページによる公開が主体であった。自己点検・評価の結果、ウェブページでの公開場所が不統一であり、統一的に閲覧しにくいという指摘を承けて運営会議にて報告を行い、その集約を図ることとした。それを受けて、地域連携主事と自己点検評価部会長が連携し、本校教員の業績をRead&Researchmap(現Researchmap)の情報連携することにより、本校ウェブページの教員業績ページに集約した。

#### 【Webページの更新頻度】

平成26年第一回点検評価部会において、ウェブページの情報更新が遅滞する箇所があるとの指摘があった。それを受けて、点検評価部会長が運営会議において、すべてのページの情報更新を見直すように指摘を行い、広報委員会に対して改善勧告が行われた。広報委員会は現在速やかな更新に努めている。

#### (分析結果とその根拠理由)

本校で策定した基準に基づき自己点検・評価を行い、その結果を公開している。また、自己点検による指摘事項は、本校意思決定機関である総合企画会議あるいは運営会議に随時報告され、その結果が改善に結びついている。

### 観点11-3-①： 外部有識者等の意見や第三者評価の結果が適切な形で管理運営に反映されているか。

#### (観点到係る状況)

観点11-2-②で述べたように、本校では、広く外部有識者から意見を求めるために、運営諮問会議を設置している。本会議において、本校への提言、意見を得て、それらを逐一本校の教育・管理運営等の改善策に反映させている(既出資料11-2-③-1~4)。

その他、地域の企業、卒業生の進学先大学へのアンケート結果による直接的な意見も積極的に取り入れ、点検・改善に活かしている(資料11-3-①-1~3)。アンケート結果は、広く教職員に公開し、日本技術者教育認定機構(JABEE)による認定継続審査にも活用されて、本校の教育・管理運営等の改善策に反映させている。

以下に具体的に事例を示す。

#### 【運営諮問会議での意見の管理運営反映例】

平成24年度運営諮問会議で、留年学生が多いのではないかと懸念が示された。それを受けて、校長より補習授業等のフォローアップをするようにとの指示が示され、教務委員会で具体的な補習計画が立案・実行され、その結果翌年度から留年学生数が減少するという改善結果が得られた。

#### 【地域企業、進学先の意見の管理運営反映例】

平成25年度の地域企業、進学先アンケート結果で、外国語の能力に対するさらなる向上を求めたいとの意見が多かった。これを受けて、平成26年度総合企画会議において、自己点検評価部会より改善

の方策を検討するようにと申し入れを行っている。

(分析結果とその根拠理由)

外部有識者からなる運営諮問会議を定期的開催し、管理運営に役立てている。また、卒業生、地域企業、大学などにアンケートを実施し、その結果を学内に周知している。また、点検・改善のための以上のような外部評価の活用は、JABEE審査においても良好な評価を得ている。

**観点11-3-②： 学校の目的を達成するために、外部の教育資源を積極的に活用しているか。**

(観点に係る状況)

本校では、外部の教育資源の積極的な活用に関して、様々な取組を行っている。

まず、他高専との教育連携の一環として、現在「オーダメイド数学大事典システムの構築」のプロジェクトを実施している(資料11-3-②-1)。

次に、海外、特にアジアの高等教育機関との学術交流協定についても積極的にその締結を進めている。平成19年度には、中国杭州職業技術学院と、21年度には、中国大連職業技術学院と交流協定を締結した。平成24年度(6月26日)には、本校において中国大連工業大学と学術交流協定を締結した。これらの学術交流協定には、教員・研究者・学生の交流、共同研究の推進、学術出版物や情報の交換のことなどが盛り込まれ、交流を通して、相互理解と友情を深め、国際的な意識をもった学生を育成することを目的としている。平成24年には、学術交流協定を締結した大連工業大学、大連職業技術学院へ電気工学科4年生が訪問し、交流を行っている(資料11-3-②-2,3)。

さらに、地域企業において、本校の教育研究に協力するとともに、会員相互ならびに石川高専との連携・交流を深めて産業技術の振興を図り、地域社会の発展に寄与することを目的として技術振興交流会が設立されている。本会は地域企業、団体を中心に160を超える会員を擁し、交流事業、研修事業、情報発信事業および本校への支援事業を実施している。本会を通じて地域産業界や地方自治体と本校の連携を図ることによって、本校のインターンシップや共同研究などの教育研究活動の充実、ならびに人材育成や技術相談などの地域貢献を図っている(資料11-3-②-4)。

(分析結果とその根拠理由)

積極的に他機関と連携した教育研究プロジェクトに参画している。地域高等教育機関のみならず、グローバル人材の育成に向けてアジアの高等教育機関とも積極的に交流を行っている。さらに地域企業へのインターンシップを行っており、地域企業からの教育支援も取り入れている。

**観点11-4-①： 高等専門学校における教育研究活動等の状況や、その活動の成果に関する情報を広くわかりやすく社会に発信しているか。**

(観点に係る状況)

本校の教育研究活動及び諸活動を広く情報発信するために、情報公開を所掌する広報委員会が設置されている。広報委員会は、「学校要覧」、「石川高専だより」などの定期刊行物の発行、公式ホームページの管理運営を所管している。公式ホームページでは、Researchmap と連携し、本校教員の教育研究業績の詳細について公開している。さらに、各種教育改善プロジェクトの成果報告も公式ホームページにて公開している。

また、地域連携や学内ネットワークを利用した教育事例に関しては、それを所掌する地域等交流推

進委員会、情報処理センター委員会で定期刊行物を発行し、関連業界へと情報発信している。

学生募集や入学試験に関わる情報は、入試広報委員会の企画する活動及びパンフレット、ホームページ等によって迅速かつ適切に行われている。

(分析結果とその根拠理由)

学校活動に関する各種刊行物のほか、教育・研究に係る情報及び入試情報等をホームページにて迅速に、広くわかりやすく公開している。

## (2) 優れた点及び改善を要する点

(優れた点)

有識者による運営諮問会議を定期的で開催し、その結果が校長のリーダーシップの下、学校の管理運営に反映されている。また、自己点検・評価の結果も総合企画会議、運営会議に報告され、教育改善システムが有効に機能しているといえる。技術振興交流会を通じて、地域企業との交流も積極的に行っている。また、本科、専攻科における企業と連携したインターンシップは、教育活動の重要な要素となっている。情報発信は、公式ホームページ等を通じて迅速かつわかりやすく社会に発信できるよう積極的に対応を行っている。

(改善を要する点)

特になし

## (3) 基準11の自己評価の概要

校長、副校長、主事の役割が明確に規定されている。学校の目的を達成するため、総合企画会議で発議され、各種委員会で具体的に検討された事項は、本校の意思決定機関である運営会議に諮られ決定され、校長のリーダーシップの下、着実に実行されている。管理運営に係る各種委員会、事務組織の役割も明確に規定されており、効率的にその運営がなされるようになっている。危機管理については、危機管理室を設置し、危機管理マニュアルを整備し、その見直しを不断に行い、危機管理に係る体制整備を行っている。

自己点検・評価は、教育、研究、地域連携、国際交流など学校運営全般にわたって行われ、総合的観点から適切な自己点検・評価を行っている。また、評価結果は総合企画会議、運営会議へフィードバックされ、学校の目的達成のための教育改善システムが機能している。

外部評価については、運営諮問会議での提言、卒業生・地域企業・大学へのアンケート等の結果を積極的に取り入れ、学校運営に反映させるシステムを構築している。

本校の教育・研究活動の状況は、定期刊行物及びホームページを通して公開されており、教育活動の成果を広くわかりやすく社会に発信している。